

(傍線部分は改正部分)

	改 正 案	現 行
第六条 法第十三条第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。	(軽微な変更) 第六条 (同上)	(軽微な変更) 第六条 (同上)
一 (略) 二 電気通信設備の概要の変更にあつては、次のもの イヽハ (略)	一 (略) 二 (略) イヽハ (略)	一 (略) 二 (略) イヽハ (略)
三 (略)	三 (略)	三 (略)
(電気通信事業の届出) 第九条 (略) 2(7) (略)	(電気通信事業の届出) 第九条 (略) 2(7) (略)	(電気通信事業の届出) 第九条 (略) 2(7) (略)
8 法第十六条第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第九の八の届出書に、法第九条第一号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類（同号に掲げる場合に該当する場合に限る。）を添えて提出しなければならない。		
(基礎的電気通信役務の範囲) 第十四条 法第七条の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる電	(基礎的電気通信役務の範囲) 第十四条 (同上)	(基礎的電気通信役務の範囲) 第十四条 (同上)

気通信役務（鉄電気通信役務を含む。）とする。

一 アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第三号に規定するものをいう。以下の条、第二十二条の二の二第一項第一号、第二十七条の二第二号イ並びに第二十七条の五第一項第三号及び第十一号において同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの（手動により通信の交換を行うもの及び公衆電話機を用いて提供するものを除く。）

イ～ハ （略）

二・三 （略）

（損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備）

第二十七条の二 法第四十一条第一項の総務省令で定める電気通信設備は、次のとおりとする。

一 （略）

二 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備（次に掲げる電気通信設備を除く。）

イ （略）

ロ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第五号に規定する総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。第二十七条の四第一号イ及び第二号イ並びに第二十七条の五第一項第一号及び第九号において単に「総合デジタル通信用設備」という。）

ハ （略）

一 アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第四号に規定するものをいう。以下の条、第二十二条の二の二第一項第一号及び第二十七条の二第二号イにおいて同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの（手動により通信の交換を行うもの及び公衆電話機を用いて提供するものを除く。）

イ～ハ （略）

二・三 （略）

（損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備）

第二十七条の二 （同上）

一 （略）

二 （同上）

イ （略）

ロ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第五号に規定する総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。第二十七条の四第一号イ及び第二号イ並びに第二十七条の五第一項第一号において単に「総合デジタル通信用設備」という。）

ニ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第七号に規定する携帯電話用設備(第二十七条の四第一号口並びに第二十七条の五第一項第四号及び第十二号において単に「携帯電話用設備」という。)

ホ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第八号に規定するPHS用設備(第二十七条の四第二号口並びに第二十七条の五第一項第四号及び第十二号において単に「PHS用設備」という。)

(内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者の指定等)

第二十七条の二の二 法第四十一条第三項の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

2) 法第四十一条第三項の総務省令で定める電気通信役務は、様式第四の表の一から二十九までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 前年度末における利用者の数が百万以上であること。

二 電気通信役務の対価としての料金の支払を受けるものであること。

(事業用電気通信設備の自己確認)

第二十七条の三 法第四十二条第一項及び第二項の規定による確認(同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。次条において「事業用電気通信設備の自己確認」という。)をしようとするときは、事業用電気通信設備が法第四十一条第一項、第二項又は第四項に定める

ニ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第七号に規定する携帯電話用設備(第二十七条の四第二号口及び第二十七条の五第一項第四号において単に「携帯電話用設備」という。)

ホ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第七号の二に規定するPHS用設備(第二十七条の四第二号口及び第二十七条の五第一項第四号において単に「PHS用設備」という。)

(事業用電気通信設備の自己確認)

第二十七条の三 法第四十二条第一項の規定による確認(同条第二項及び第四項において準用する場合を含む。次条において「事業用電気通信設備の自己確認」という。)をしようとするときは、事業用電気通信設備が法第四十一条第一項又は第二項に定める技術基準に適合し

技術基準に適合しているかを検証し、適合していないと認めるときは、適合させるために必要となる機器の設置その他の必要な措置を講ずることにより、これを行わなければならない。

(事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備)

第二十七条の四 法第四十二条第一項及び第二項(同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。)の総務省令で定める電気通信設備は、**次に**掲げる場合に該当するものとする。

一 既に事業用電気通信設備の自己確認を行つた自己の電気通信設備の自己の事業の用に供することを目的として、当該事業用電気通信設備の自己確認を行つた方法により設置した場合(次に掲げる場合を除く。)

イ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号に規定する二線式アナログ電話用設備(以下この条及び次条において「二線式アナログ電話用設備」という。)及び総合デジタル通信用設備については、それぞれの通話品質又は接続品質を劣化させることとなる場合

ロ (略)

二 既に事業用電気通信設備の自己確認を行つた自己の電気通信設備を変更することなく、自己の提供する電気通信役務の種類を変更する場合(次に掲げる場合を除く。)

イ 二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備又は事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備(電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に

ているかを検証し、適合していないと認めるときは、適合させるために必要となる機器の設置その他の必要な措置を講ずることにより、これを行わなければならない。

(事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備)

第二十七条の四 法第四十二条第一項(同条第二項及び第四項)において準用する場合を含む。)の総務省令で定める電気通信設備は、**次の各号に**掲げる場合に該当するものとする。

一 (同上)

イ 事業用電気通信設備規則第二十六条に規定するアナログ電話用設備及び総合デジタル通信用設備にあつては、それぞれの通話品質又は接続品質を劣化させることとなる場合

ロ (略)

二 (同上)

イ 従来事業用電気通信設備規則第二十六条に規定するアナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備又は同令第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備(電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音

供するものに限る。)に該当するものでなかつたものが当該変更によりこれらのいずれかの事業用電気通信設備に該当する場合

ロ イに掲げる場合のほか、アナログ電話用設備(二線式アナログ電話用設備を除く。)、携帯電話用設備又はP H S用設備に該当するものでなかつたものが当該変更によりこれらのいずれかの事業用電気通信設備に該当する場合

三 (略)

(事業用電気通信設備の自己確認の届出)

第二十七条の五 法第四十二条第三項(同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に規定する書類を添えて提出しなければならない。

一 二線式アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備(法第四十条第一項に規定する電気通信設備に限る。) 次に掲げる書類

イヽヰ (略)

二 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備(法第四十一条第一項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。) 次に掲げる書類

イヽヰ (略)

声伝送役務の提供の用に供するものに限る。)に該当するものでなかつたものが当該変更によりこれらのいずれかの事業用電気通信設備に該当する場合

ロ イに掲げる場合のほか、従来アナログ電話用設備(イに規定するアナログ電話用設備を除く。)、携帯電話用設備又はP H S用設備に該当するものでなかつたものが当該変更によりこれらのいずれかの事業用電気通信設備に該当する場合

三 (略)

(事業用電気通信設備の自己確認の届出)

第二十七条の五 法第四十二条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に規定する書類を添えて提出しなければならない。

一 事業用電気通信設備規則第二十六条に規定するアナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備

イヽヰ (略)

二 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備(電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限り、法第四十一条第二項に規定する電気通信設備を除く。)

イヽヰ (略)

三 アナログ電話用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限り、二線式アナログ電話用設備を除く。） 次に掲げる書類

イ・ロ （略）

四 携帯電話用設備又はP H S用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。） 次に掲げる書類

イ・ハ （略）

五 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインター
ネットプロトコル電話用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務の提供の用に供するものに限る。） 次に掲げる書類

イ・ハ （略）

六 法第四十一条第一項に規定する電気通信設備のうち前各号に掲げる事業用電気通信設備以外の電気通信回線設備 次に掲げる書類

イ・ハ （略）

五 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインター
ネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務の提供の用に供するものに限る。） 次に掲げる書類

イ・ハ （略）

六 法第四十一条第一項の電気通信設備のうち前各号に掲げる事業用電気通信設備以外の電気通信回線設備

イ・ハ

七 有線放送設備（放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第二条第四号に規定する有線一般放送（以下この条において単に「有線一般放送」という。）を行うための有線電気通信設備（再放送を行うための受信空中線その他放送の受信に必要な設備を含む。）及びこれに接続される受信設備をいう。以下同じ。）の線路（他の電気通信事業者により提供されるものを除く。以下同じ。）と同一の線路を使用する電気通信回線設備 次に掲げる書類

三 事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号に規定するアナログ電話用設備（法第四十一条第二項に規定する電気通信設備及び第一号に規定するアナログ電話用設備を除く。）

イ・ロ （略）

四 携帯電話用設備又はP H S用設備

イ・ハ （略）

イヽニ (略)

八 法第四十一条第二項に規定する電気通信設備 次に掲げる書類

イヽリ (略)

九 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、二線式アナロ

グ電話用設備又は総合デジタル通信用設備 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ及びヰに掲
げるものを除く。）

ロ 前号ロからホまでに掲げる書類

ハ その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料

十 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ及びヰに掲
げるものを除く。）

ロ 第二号ロからニまでに掲げる書類

ハ 第八号ロからホまでに掲げる書類

ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料

十一 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、アナログ電話用設備（二線式アナログ電話用設備を除く。）次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ、ヲ及びヰ
に掲げるものを除く。）

イヽニ (略)

八 法第四十一条第二項に規定する電気通信設備

イヽリ (略)

九 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備

グ電話用設備又は総合デジタル通信用設備 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ及びヰに掲
げるものを除く。）

ロ 前号ロからホまでに掲げる書類

ハ その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料

十 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ及びヰに掲
げるものを除く。）

ロ 第二号ロからニまでに掲げる書類

ハ 第八号ロからホまでに掲げる書類

ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料

十一 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、アナログ電話用設備（二線式アナログ電話用設備を除く。）次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ、ヲ及びヰ
に掲げるものを除く。）

口 第八号口からホまでに掲げる書類

ハ その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料

十二 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、携帯電話用設備又はPHS用設備 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ及びヰに掲げるものを除く。）

ロ 第四号口に掲げる書類

ハ 第八号口からホまでに掲げる書類

ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料

十三 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務の提供の用に供するものに限る。）

次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ト、リ、ル、ソ、ム及びヰに掲げるものを除く。）

ロ 第五号口に掲げる書類

ハ 第八号口、ニ及びホに掲げる書類

ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料

十四 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、前各号に掲げる事業用電気通信設備以外の電気通信設備 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ト、リ、ル、ソ、ラ、ム及びヰに掲げるものを除く。）

四 第六号口に掲げる書類

ハ 第八号口、ニ及びホに掲げる書類

二 その他のイからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料

2 前項の届出をした者は、同項の届出書又は同項の書類の記載事項に変更が生じた場合（法第四十二条第二項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）に規定する変更があつた場合を除く。）には、遅滞なく、様式第二十の三の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

（管理規程）

第二十八条 （略）

2 法第四十四条第三項の規定による届出をしようとする電気通信事業者は、様式第二十二の届出書を提出しなければならない。

第二十九条 法第四十四条第二項の総務省令で定める管理規程の内容は、次のとおりとする。

- 一 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の方針に関する事項
- 二 組織の全体的かつ部門横断的な事業用電気通信設備の管理の方針に関する事と。
- 三 関係法令、管理規程その他の規定の遵守に関する事と。
- ハ 通信需要、相互接続等を考慮した事業用電気通信設備の管理の方針に関する事と。

四 第六号口に掲げる書類

ハ 第八号口、ニ及びホに掲げる書類

二 その他のイからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料

2 前項の届出をした者は、同項の届出書又は同項の書類の記載事項に変更が生じた場合（法第四十二条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する変更があつた場合を除く。）には、遅滞なく、様式第二十の三の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

（管理規程）

第二十八条 （略）

2 法第四十四条第二項の規定による届出をしようとする電気通信事業者は、様式第二十二の届出書を提出しなければならない。

第二十九条 法第四十四条第一項に規定する管理規程には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する業務を管理する者の職務及び組織に関する事と。
- 二 電気通信主任技術者（法第四十五条第一項ただし書の規定により電気通信主任技術者を選任しない場合は、電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）第三条の二第一項の規定により配置する者）が疾病、事故その他の事由によつてその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する者に関する事と。

二 災害を考慮した事業用電気通信設備の管理の方針に関すること。
ホ 情報セキュリティの確保のための方針に関すること。

二 電気通信業務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の体制に関する事項

イ 経営の責任者の職務に関すること。

ロ 電気通信設備統括管理者の職務に関すること。

ハ 電気通信主任技術者の職務及び代行に関すること。

ニ 各部門の責任者の職務に関すること。

ホ 各従事者の職務に関すること。

ヘ 組織内の連携体制の確保に関すること。

ト 組織外の関係者との連携及び責任分担に関すること。

三 電気通信業務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の方法に関する事項

イ 基本的な取組に関すること。

ロ 事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に従事する者に対する教育及び訓練等の実施に関すること。

ハ 事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に関すること。

ニ 通信量の変動を踏まえた適切な設備容量の確保に関すること。

ホ 情報セキュリティ対策に関すること。

ベ ソフトウェアの信頼性の確保に関すること。

ト 重要通信の確保及びふくそう対策に関すること。

升 緊急通報の確保に関すること。

リ 防犯対策に関すること。

三 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に従事する者に対する教育及び訓練の実施に関すること。

四 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する巡視、点検及び検査に関すること。

五 事業用電気通信設備の運転又は操作に関すること。

六 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用における通信の秘密の確保に関すること。

七 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用における情報セキュリティ対策に関すること。

八 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関し、事故が発生した場合の体制、報告、記録、措置及び周知に関すること。

九 災害その他非常の場合の体制及びとるべき措置に関すること。

十 重要通信の確保、ふくそう対策並びにふくそう発生時の体制及び措置に関すること。

十一 事業用電気通信設備に関する設計指針及び計画管理に関すること。

十二 当該管理規程の見直しに関すること。

十三 その他事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関し、電気通信業務の確実かつ安定的な提供の確保のために必要な事項

又 イからりまでに掲げる事項に関する取組の実施状況等現状の調査、分析及び改善に関すること。

ル ふくそう、事故、災害その他非常の場合の報告、記録、措置及び周知に関すること。

リ 利用者の利益の保護の観点から行う利用者に対する情報提供に関すること。

リ 事故の再発防止のための対策に関すること。

四 電気通信設備統括管理者の選任及び解任に関する事項

五 当該管理規程の見直しに関すること。

六 その他事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に関する事項
氣通信役務の確実かつ安定的な提供の確保のために必要な事項

2 (略)

(電気通信設備統括管理者の要件等)

第二十九条の二 法第四十四条の三第一項の総務省令で定める要件は、次に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、法第四十四条の五の命令により解任された日から二年を経過しない者でないこととする。

一 電気通信事業の用に供する電気通信設備の管理に関する業務のうち、次のいずれかに該当するものに通算して三年以上従事した経験を有すること。

イ 電気通信設備の設計、工事、維持又は運用に関する業務
ロ イに掲げる業務を監督する業務

二 前号に掲げる要件と同等以上の能力を有すると認められること。

電気通信事業者は、法第四十四条第二項第一号から第三号までに掲

げる事項に関する業務を開始する前に、電気通信設備統括管理者を選任しなければならない。

(電気通信設備統括管理者の選任及び解任の届出)

第二十九条の三 法第四十四条の三第二項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 選任し、又は解任した電気通信設備統括管理者の氏名及び生年月日

三 選任し、又は解任した年月日

四 解任の場合にあつては、その理由

- 2) 前項の届出書には、選任された電気通信設備統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び前条第一項に規定する要件を備えることを証する書類を添付しなければならない。

(軽微な変更)

第四十条の十五 法第二百二十二条第一項ただし書の総務省令で定める

軽微な変更は、次のとおりとする。

一 (略)

二 認定電気通信事業の用に供する電気通信設備の概要の変更については、次のもの

イヽハ (略)

- 二 伝送路設備以外の電気通信設備(事業用電気通信設備に限る。)の設置の区域の増加及び減少

第四十条の十五 (同上)

(軽微な変更)

一 (略)

二 (同上)

イヽハ (略)

||| (空)

様式第1（第4条第1項関係）

電気通信事業登録申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名

印

連絡先

電気通信事業法第9条の規定により、電気通信事業の登録を受けたいので、次のように申請します。

1 (略)

2 電気通信設備の概要

(1) (略)

(2) 中継系伝送路設備に関する事項

設 置 の 区 間	種 類
始 点	終 点

||| (空)

様式第1（第4条第1項関係）

電気通信事業登録申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名

印

連絡先

電気通信事業法第9条の規定により、電気通信事業の登録を受けたいので、次のように申請します。

1 (略)

2 電気通信設備の概要

(1) (略)

(2) 中継系伝送路設備に関する事項

設 置 の 区 間	種 類
始 点	終 点

(3) 伝送路設備以外の電気通信設備（事業用電気通信設備に限る。）に関する事項

設置の区域	種類

注1～5 (略)

6 法第117条第1項の認定を受ける場合(電気通信事業の一部の認定を受ける場合に限る。)にあつては、様式第38の8の2(1)の注に従い記載するとともに、同様式の2(2)の事項も併せて記載すること。

7 伝送路設備以外の電気通信設備の設置の区域は、都道府県を単位として記載すること。

8 伝送路設備以外の電気通信設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備(電気通信番号規則第9条第1項第1号)に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。」、「携帯電話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備(音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備(アナログ電話用設備、総合デジタル信用設備、携帯電話用電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。)をいう。)」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)において使用する用語の例による。

3 (略)
注 (略)
注 (略)

注1～5 (略)

6 法第117条第1項の認定を受ける場合(電気通信事業の一部の認定を受ける場合に限る。)にあつては、様式第38の8の2(1)の注に従い記載するとともに、同様式の2(2)の事項も併せて記載すること。

3 (略)
注 (略)
注 (略)

電気通信事業届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名

印

連絡先

印

電気通信事業法第16条第1項（第165条第1項）の規定により、電気通信事業を営む（行う）ので、次のとおり届け出ます。

1 (略)

2 電気通信設備の概要（電気通信事業法第44条第1項の事業用電気通信設備を設置する場合に限る。）

1 (略)

(2) 中継系伝送路設備に関する事項

設 置 の 区 間	種 類
始 点	終 点

(3) 伝送路設備以外の電気通信設備（事業用電気通信設備に限る。）に関する事

電気通信事業届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名

印

連絡先

項

設 置 の 区 域	種 類

注 1～4 (略)

5 法第 117 条第 1 項の認定を受ける場合(電気通信事業の一部の認定を受ける場合に限る。)にあつては、様式第 38 の 8 の 2 (1)の注に従い記載するとともに、同様式の 2 (2)の事項も併せて記載すること。

6 伝送路設備以外の電気通信設備の設置の区域は、都道府県を単位として記載すること。

7 伝送路設備以外の電気通信設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備(電気通信番号規則第 9 条第 1 項第 1 号)に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。」、「携帯電話用設備又は PHS 用設備」、「その他の電気通信設備(音声伝送役務の提供の用に供する事業用電話用設備及び PHS 用設備を除く。)をいう。」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則(昭和 60 年郵政省令第 30 号)において使用する用語の例による。

3 (略)
注 (略)
注 (略)

様式第 9 の 8 (第 9 条第 8 項関係)

注 1～4 (略)

5 法第 117 条第 1 項の認定を受ける場合(電気通信事業の一部の認定を受ける場合に限る。)にあつては、様式第 38 の 8 の 2 (1)の注に従い記載するとともに、同様式の 2 (2)の事項も併せて記載すること。

3 (略)
注 (略)
注 (略)

電気通信設備の概要届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名

印

届出年月日及び届出番号

連絡先

電気通信事業法第16条第4項の規定により、電気通信設備の概要を次のとおり

届け出ます。

伝送路設備以外の電気通信設備（事業用電気通信設備に限る。）に関する事項

設 置 の 区 域	種 類

注1 設置の区域は、都道府県を単位として記載すること。

- 2 種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信服務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備（音

声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びP H S用設備を除く。）をいう。」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）において使用する用語の例による。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4番とすること。

様式第20の2（第27条の5第1項関係）

事業用電気通信設備の自己確認届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名

印

登録年月日又は届出年月日及
び登録番号又は届出番号

連絡先

第42条第2項

電気通信事業法 第42条第4項において準用する同条第1項 の規定により
第42条第4項において準用する同条第2項

第42条第5項において準用する同条第1項

第42条第5項において準用する同条第2項

第41条第1項

事業用電気通信設備が同法 第41条第2項 の総務省令で定める技術基準に適

第41条第4項

合することを確認したので、第42条第3項の規定により、次のように届け出

ます。

事業用電気通信設備の自己確認を行った電気通信設備

注1・2 (略)

様式第22(第28条第2項関係)

管理規程変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

第42条第1項

電気通信事業法 第42条第2項 の規定により
第42条第4項において準用する同条第1項

第42条第4項において準用する同条第2項

第42条第5項において準用する同条第2項

第41条第1項

事業用電気通信設備が同法 第41条第2項 の総務省令で定める技術基準に適

第41条第2項

合することを確認したので、第42条第3項の規定により、次のように届け出

ます。

事業用電気通信設備の自己確認を行った電気通信設備

注1・2 (略)

様式第22(第28条第2項関係)

管理規程変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏名

印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連絡先

次のとおり管理規程を変更したので、電気通信事業法第44条第3項の規定により、届け出ます。

変更の内容	
変更年月日	
変更の理由	

注1・2 (略)

様式第38の8(第40条の10第1項第1号、第40条の14第1項第2号ニ関係)

電気通信事業一部認定申請書

年月日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名

(ふりがな)

氏名

印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連絡先

次のとおり管理規程を変更したので、電気通信事業法第44条第2項の規定により、届け出ます。

変更の内容	
変更年月日	
変更の理由	

注1・2 (略)

様式第38の8(第40条の10第1項第1号、第40条の14第1項第2号ニ関係)

電気通信事業一部認定申請書

年月日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名

(ふりがな)

氏名

印

登録年月日又は届出年月日及
び登録番号又は届出番号

連絡先

電気通信事業法第117条第1項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

注 (略)

2 電気通信設備の概要

(1) (略)

(2) 中継系伝送路設備に関する事項

設置の区間		種類	
始点	経由する区間	終点	

(3) 伝送路設備以外の電気通信設備（事業用電気通信設備に限る。）に関する事項

設置の区間		種類	
始点	経由する区間	終点	

注1～5 (略)

6 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備

印

登録年月日又は届出年月日及
び登録番号又は届出番号

連絡先

電気通信事業法第117条第1項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

注 (略)

2 電気通信設備の概要

(1) (略)

(2) 中継系伝送路設備に関する事項

設置の区間		種類	
始点	経由する区間	終点	

の場合は予定する周波数帯（当該周波数帯の電波を三・九世代移動通信システムに使用する場合は、併せてその旨）を記載すること。

7 伝送路設備以外の電気通信設備の設置の区域は、都道府県を単位として記載すること。

8 伝送路設備以外の電気通信設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第9条第1項第1号）に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。（以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供のために供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話用設備を除く。）をいう。）」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電話用設備及びPHS用設備を除く。）をいう。」又は「音声伝送役務」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）において使用する用語の例による。

(4) 交換設備の設置場所

注 (略)

注 (略)

様式第38の9（第40条の10第1項第2号関係）

電気通信事業変更登録申請書（変更届出書）兼 電気通信事業一部認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

（ふりがな）

の場合は予定する周波数帯（当該周波数帯の電波を三・九世代移動通信システムに使用する場合は、併せてその旨）を記載すること。

7 伝送路設備以外の電気通信設備の設置の区域は、都道府県を単位として記載すること。

(5) 交換設備の設置場所

注 (略)

注 (略)

様式第38の9（第40条の10第1項第2号関係）

電気通信事業変更登録申請書（変更届出書）兼 電気通信事業一部認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

（ふりがな）

住 所
(ふりがな)

氏 名

印

登録年月日又は届出年月日及
び登録番号又は届出番号

連絡先

電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第2号の事項の変更登録を受ける（電気通信事業法第16条第3項の規定により同条第1項第2号の事項を次のとおり変更したいので、届け出る）とともに、同法第117条第1項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

注 （略）

- 1 （略）
- 2 電気通信設備の概要

(1) （略）

(2) 中継系伝送路設備

設置の区間	始点	終点	経由する区間
種類	始点	終点	経由する区間

(3) 伝送路設備以外の電気通信設備（事業用電気通信設備に限る。）に関する事項

住 所
(ふりがな)

氏 名

印

登録年月日又は届出年月日及
び登録番号又は届出番号

連絡先

電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第2号の事項の変更登録を受ける（電気通信事業法第16条第3項の規定により同条第1項第2号の事項を次のとおり変更したいので、届け出る）とともに、同法第117条第1項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

注 （略）

- 1 （略）
- 2 電気通信設備の概要

(1) （略）

(2) 中継系伝送路設備

設置の区間	始点	終点	経由する区間
種類	始点	終点	経由する区間

設 置 の 区 域	種 類

注 1～5 (略)

6 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数帯（当該周波数帯の電波を三・九世代移動通信システムに使用する場合は、併せてその旨）を記載すること。

7 伝送路設備以外の電気通信設備の設置の区域は、都道府県を単位として記載すること。

8 伝送路設備以外の電気通信設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備」（電気通信番号規則第9条第1項第1号）に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）、「携帯電話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電話用設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、携帯電話用電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。）をいう。）」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）において使用する用語の例による。

(4) 交換設備の設置場所

注 (略)

注 (略)

注 1～5 (略)

6 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数帯（当該周波数帯の電波を三・九世代移動通信システムに使用する場合は、併せてその旨）を記載すること。

(3) 交換設備の設置場所

注 (略)

注 (略)

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次	目次
<p>第一章 総則（第一条—第六条）</p> <p>第二章 電気通信主任技術者試験（第七条—第二十五条）</p> <p>第三章 電気通信主任技術者資格の養成課程（第二十六条—第三十六条）</p> <p>第四章 電気通信主任技術者資格の認定（第三十七条・第三十八条）</p> <p>第五章 電気通信主任技術者資格者証の交付（第三十九条—第四十三条）</p> <p>（の三）</p> <p>第六章 指定試験機関（第四十四条—第五十七条）</p> <p>第七章 登録講習機関（第五十八条—第六十八条）</p> <p>第八章 雜則（第六十九条・第七十条）</p> <p>附則</p>	<p>第一章 総則（第一条—第六条）</p> <p>第二章 電気通信主任技術者試験（第七条—第二十五条）</p> <p>第三章 電気通信主任技術者資格の養成課程（第二十六条—第三十六条）</p> <p>第四章 電気通信主任技術者資格の認定（第三十七条・第三十八条）</p> <p>第五章 電気通信主任技術者資格者証の交付（第三十九条—第四十三条）</p> <p>（の三）</p> <p>第六章 指定試験機関（第四十四条—第五十七条）</p> <p>第七章 登録講習機関（第五十八条—第六十八条）</p> <p>第八章 雜則（第六十九条・第七十条）</p> <p>附則</p>
<p>（電気通信主任技術者の選任等）</p> <p>第三条 法第四十五条第一項の規定による電気通信主任技術者の選任は、 次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（電気通信主任技術者の選任等）</p> <p>第三条 （同上）</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 （略）</p>

3) 電気通信事業者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する業務を開始する前に、電気通信主任技術者を選任しなければならない。

4) 法第四十五条第一項の総務省令で定める事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項は、次のとおりとする。

- 一 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する業務の計画の立案並びにその計画に基づく業務の適切な実施に関する事項（次に掲げる事項を含む。）
- 二 工事の実施体制（工事の実施者及び設備の運用者による確認を含む。）及び工事の手順に関する事項
- 三 口 運転又は操作の運用の監視に係る方針、体制及び方法に関する事項
- 四 ハ 定期的なソフトウェアのリスク分析及び更新に関する事項
- 二 ニ 適正な設備容量の確保に関する事項
- 二 事業用電気通信設備の事故発生時の従事者への指揮及び命令並びに事故の収束後の再発防止に向けた計画の策定に関する事項（次に掲げる事項を含む。）
- イ 速やかな故障検知及び故障箇所の特定のために必要な対応に関する事項
- ロ 定型的な応急復旧措置に係る取組並びに製造業者等及び接続事業者との連携に関する事項
- ハ 障害の極小化のための対策に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、事業用電気通信設備の工事、維持及び

運用に關し必要と認められる事項（次に掲げる事項を含む。）

イ 選任された事業場における事業用電気通信設備の工事、維持及び運用を行う者に対する教育及び訓練の計画の立案及び実施に関する事項

ロ 日常の監督業務を通じた管理規程の実施状況の把握及び見直しに関する事項

（電気通信主任技術者の選任を要しない場合）

第三条の二 法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、事業用電気通信設備の設置の範囲が一の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第七項において単に「指定都市」という。）にあつてはその区の区域）を超えない場合のうち、当該区域における利用者の数が三万未満である場合であつて、次の各号のいずれかに該当する者が配置されている場合とする。

一～四 （略）

2・3 （略）

4 第一項及び第二項の規定によるほか、前条第一項第一号の規定に基づく電気通信主任技術者の選任について法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、同号に規定する事業場における事業用電気通信設備が他の電気通信事業者により設置され、当該電気通信事業者により当該事業場に係る電気通信主任技術者が選任されている場合とする。

5 第一項及び第二項の規定によるほか、前条第一項第二号の規定に基づく

（電気通信主任技術者の選任を要しない場合）

第三条の二 法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、事業用電気通信設備の設置の範囲が一の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第四項において単に「指定都市」という。）にあつてはその区の区域）を超えない場合のうち、当該区域における利用者の数が三万未満である場合であつて、次の各号のいずれかに該当する者が配置されている場合とする。

一～四 （略）

2・3 （略）

く電気通信主任技術者の選任について法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、同号に規定する事業用電気通信設備を設置する都道府県における事業用電気通信設備が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第一条第二項第十四号に規定する公衆無線 LAN アクセスサービスの提供にのみ用いられるものであつて、次のいずれかに該当するもののみである場合

イ 適合表示端末機器

ロ 法第五十二条第一項の規定に基づき総務大臣の認可を受けて定める技術的条件（同項に規定する技術基準を含む。）に適合していることについて法第五十三条第一項に規定する登録認定機関又は法第一百四条第二項に規定する承認認定機関が認定した端末機器

- 二 他の電気通信事業者により設置され、当該電気通信事業者により当該都道府県に係る電気通信主任技術者が選任されている場合

- 6| 電気通信事業者は、第四項又は前項第二号の場合において、前条第一項第一号に規定する事業場又は都道府県に係る電気通信主任技術者を選任しないときは、次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。

- 一 当該事業場又は当該都道府県における事業用電気通信設備を設置した他の電気通信事業者の名称
- 二 当該事業場又は当該都道府県における事業用電気通信設備を設置した他の電気通信事業者が選任した当該事業場又は当該都道府県に

7 | 係る電気通信主任技術者の氏名

市町村（特別区を含む。）又は指定都市の区の区域が変更された場合は、当該変更前に法第九条の登録を受け、又は法第十六条第一項の規定により届け出た電気通信事業者については、当該変更があつた日から起算して六月を経過する日までの間は、第一項中「市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第七項において単に「指定都市」という。）にあつてはその区の区域」とあるのは、「市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において単に「指定都市」という。）にあつてはその区の区域）」とあるのは、「市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において単に「指定都市」という。）にあつてはその区の区域）及び変更前の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあつてはその区の区域）」と読み替えるものとする。

（資格者証の種類による監督の範囲）

第六条 法第四十六条第二項の総務省令で定める電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の範囲は、次の表の上欄に掲げる資格者証の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

資格者証の種類	範囲
一 伝送交換主任技術者資格者証	法第四十一条第一項、 <u>第二項及び第四項</u> の電気通信事業の用に供する伝送交換設備並びにこれらに附属する設備の工事、維持及び運用
二 線路主任技術者 資格者証	法第四十一条第一項、 <u>第二項及び第四項</u> の電気通信事業の用に供する線路設備並びにこれらに附属する設備の工事、維持及び運用

4 |

市町村（特別区を含む。）又は指定都市の区の区域が変更された場合は、当該変更前に法第九条の登録を受け、又は法第十六条第一項の規定により届け出た電気通信事業者については、当該変更があつた日から起算して六月を経過する日までの間は、第一項中「市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第三項において単に「指定都市」という。）にあつてはその区の区域」とあるのは、「市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において単に「指定都市」という。）にあつてはその区の区域）」とあるのは、「市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において単に「指定都市」という。）にあつてはその区の区域）及び変更前の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあつてはその区の区域）」と読み替えるものとする。

（資格者証の種類による監督の範囲）

第六条 （同上）

資格者証の種類	範囲
一 伝送交換主任技術者資格者証	法第四十一条第一項、 <u>第二項及び第四項</u> の電気通信事業の用に供する伝送交換設備並びにこれらに附属する設備の工事、維持及び運用
二 線路主任技術者 資格者証	法第四十一条第一項、 <u>第二項</u> の電気通信事業の用に供する線路設備並びにこれらに附属する設備の工事、維持及び運用

	らに附属する設備の工事、維持及び運用
--	--------------------

	する設備の工事、維持及び運用
--	----------------

(講習の期間)

- 第四十三条の三 電気通信事業者は、法第四十九条第四項の規定により電気通信主任技術者を選任したときは、その電気通信主任技術者資格者証の種類に応じ、当該電気通信主任技術者に選任した日から一年以内に事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の監督に關し登録講習機関が行う講習（以下「講習」という。）を受けさせなければならない。ただし、当該電気通信主任技術者が、次の各号のいずれかに該当する者である場合は、この限りでない。
- 一 電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた日から二年を経過しない者（次号に該当する者を除く。）
 - 二 講習の修了証の交付を受けた日から二年を経過しない者
 - 三 電気通信事業者は、前項第一号に該当する者を電気通信主任技術者に選任したときは、その電気通信主任技術者資格者証の種類に応じ、当該電気通信主任技術者に電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた日から三年以内に講習を受けさせなければならない。
 - 四 電気通信事業者は、電気通信主任技術者資格者証の種類に応じ講習を受けた電気通信主任技術者に、その講習の行われた日の属する月の翌月の一日から起算して三年以内に講習を受けさせなければならない。

別表第十九号様式（第61条関係）

別表第十九号様式（第62条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次	目次
<p>第一章 総則（第一条—第三条）</p> <p>第二章 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信設備</p> <p>第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策</p> <p>第一款 アナログ電話用設備等（第三条の二—第十六条）</p> <p>第二款 その他の電気通信設備（第十六条の二—第十六条の六）</p> <p>第二節 秘密の保持（第十七条・第十八条）</p> <p>第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止（第十九条—第二十二条）</p> <p>第四節 他の電気通信設備との責任の分界（第二十三条—第二十五条）</p> <p>第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備</p> <p>第一款 アナログ電話用設備（第二十六条—第三十五条の二の四）</p> <p>第二款 総合デジタル通信用設備（第三十五条の二の五—第三十五条の七の二）</p> <p>第三款 アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（第三十五条の八—第三十五条の十五）</p>	<p>第一章 （同上）</p> <p>第二章 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備</p> <p>第一節 電気通信回線設備の損壊又は故障の対策</p> <p>第一款 （同上）</p> <p>第二款 その他の電気通信回線設備（第十六条の二—第十六条の六）</p> <p>第二節 （同上）</p> <p>第三節 （同上）</p> <p>第四節 （同上）</p> <p>第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信回線設備</p> <p>第一款 アナログ電話用設備（第二十六条—第三十五条の二の三）</p> <p>第二款 総合デジタル通信用設備（第三十五条の二の四—第三十五条の七）</p> <p>第三款 アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（第三十五条の八—第三十五条の十）</p>

(二)

第四款 携帯電話用設備及びP H S用設備(第三十五条の十六—

第三十五条の二十三)

第五款 その他の音声伝送用設備(第三十六条—第三十六条の九)

(削る)

第三章 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備

電気通信設備

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策(第三十七条—第四十一条)

第二節 秘密の保持(第四十一条)

第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止(第四十二条)

(削)

第四節 他の電気通信設備との責任の分界(第四十三条)

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備(第四十四条)

条・第四十五条)

第四章 基礎的電気通信役務以外の電気通信役務のうち、内容、利用

者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電

気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備

(削)

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策(第四十六条—第四十

八条)

第二節 秘密の保持(第四十九条)

第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止(第五十

一条)

第四款 携帯電話用設備及びP H S用設備(第三十五条の十六—

第三十五条の二十二)

第五款 その他の音声伝送用設備(第三十六条—第三十六条の八)

第三章 電気通信事業の用に供する端末設備(第三十七条)

第四章 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備

電気通信設備

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策(第三十八条—第四十

八条)

第二節 秘密の保持(第四十九条)

第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止(第五十

(削)

第四節 他の電気通信設備との責任の分界(第五十一条)

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備(第五十二

条・第五十三条)

第四章 基礎的電気通信役務以外の電気通信役務のうち、内容、利用

者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電

気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信设备

(削)

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策(第四十六条—第四十

八条)

第二節 秘密の保持(第四十九条)

第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止(第五十

一条)

(五)

第四節 他の電気通信設備との責任の分界（第五十一条）

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備（第五十二条）

第一条 第五十六条

第五章 雜則（第五十七条・第五十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この規則は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）第四十一条第一項、第二項及び第四項の規定に基づく技術基準を定めることを目的とする。

（適用の範囲）

第二条 この規則のうち、第一章及び第五章は全ての事業用電気通信設備について、第二章は法第四十一条第一項に規定する電気通信設備について、第三章は同条第二項に規定する電気通信設備について、第四章は同条第四項に規定する電気通信設備について、それぞれ適用する。

（定義）

第三条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この規則の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。
（削る）

（略）

第五節 雜則（第五十四条・第五十五条）

第五章 雜則（第五十四条・第五十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この規則は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）第四十一条第一項及び第二項の規定に基づく技術基準を定めることを目的とする。

（適用の範囲）

第二条 この規則のうち、第一章及び第五章はすべての事業用電気通信設備に対し、第二章は法第四十一条第一項に規定する電気通信設備のうち電気通信回線設備に対し、第三章は同項に規定する電気通信設備のうち端末設備に対し、第四章は同条第二項に規定する電気通信設備に対し、それぞれ適用する。

（定義）

第三条 （同上）

2 この規則の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。
（削る）
「事業用電気通信回線設備」とは、法第四十一条第一項に規定する電気通信設備のうち、電気通信回線設備をいう。

（略）

二 (略)

「アナログ電話用設備」とは、**事業用電気通信設備**のうち、端末設備又は自営電気通信設備（以下「端末設備等」という。）を接続する点においてアナログ信号を入出力するものであつて、主として音声の伝送交換を目的とする電気通信役務の提供の用に供するものをいう。

四 「二線式アナログ電話用設備」とは、**アナログ電話用設備**のうち、**事業用電気通信設備**と端末設備等を接続する点において**二線式の接続形式**を有するものをいう。

五 「総合デジタル通信用設備」とは、**事業用電気通信設備**のうち、主として六四キロビット毎秒を単位とするデジタル信号の伝送速度により、符号、音声その他の音響又は影像を統合して伝送交換することを目的とする電気通信役務の提供の用に供するものをいう。

六 「インターネットプロトコル電話用設備」とは、**事業用電気通信設備**のうち、端末設備等をインターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するもの（次号に規定するものを除く。）であつて、音声伝送役務の提供の用に供するものをいう。

七 「携帯電話用設備」とは、**事業用電気通信設備**のうち、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三条第一号に規定する携帯無線通信による電気通信役務の提供の用に供するものをいう。

八 「PHS用設備」とは、**事業用電気通信設備**のうち、電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第

三 (略)

「アナログ電話用設備」とは、**事業用電気回線設備及び法第四十一条第二項に規定する電気通信設備**のうち、端末設備又は自営電気通信設備（以下「端末設備等」という。）を接続する点においてアナログ信号を入出力するものであつて、主として音声の伝送交換を目的とする電気通信役務の提供の用に供するものをいう。

四 「アナログ電話用設備」とは、**事業用電気回線設備及び法第四十一条第二項に規定する電気通信設備**のうち、端末設備等を接続する点においてアナログ信号を入出力するものであつて、主として音声の伝送交換を目的とする電気通信役務の提供の用に供するものをいう。

五 「総合デジタル通信用設備」とは、**事業用電気回線設備**のうち、主として六四キロビット毎秒を単位とするデジタル信号の伝送速度により、符号、音声その他の音響又は影像を統合して伝送交換することを目的とする電気通信役務の提供の用に供するものをいう。

六 「インターネットプロトコル電話用設備」とは、**事業用電気通信回線設備及び法第四十一条第二項に規定する電気通信設備**のうち、端末設備等をインターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するもの（次号に規定するものを除く。）であつて、音声伝送役務の提供の用に供するものをいう。

七 「携帯電話用設備」とは、**事業用電気通信回線設備**のうち、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三条第一号に規定する携帯無線通信による電気通信役務の提供の用に供するものをいう。

八 「PHS用設備」とは、**事業用電気通信回線設備**のうち、電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条

六号に規定するP H Sの陸上移動局との間で行われる無線通信による電気通信役務の提供の用に供するものをいう。

九 「アナログ電話用設備等」とは、アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）、

電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びP H S用設備をいう。

十 「特定端末設備」とは、自らの電気通信事業の用に供する端末設備であつて事業用電気通信設備であるもののうち、自ら設置する電気通信回線設備の一端に接続されるものをいう。

十一 （略）
十二 （略）

第二章 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信設備

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策
第一款 アナログ電話用設備等
(適用の範囲)

第三条の二 この款の規定（第十五条の四を除く。）は、アナログ電話用設備等（特定端末設備を除く。）について適用する。

第四項第六号に規定するP H Sの陸上移動局との間で行われる無線通信による電気通信役務の提供の用に供するものをいう。

九八
(略)

第二章 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備

第一節 電気通信回線設備の損壊又は故障の対策
第一款 アナログ電話用設備等
(適用の範囲)

第三条の二 この款の規定は、アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。以下同じ。）、電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びP H S用設備について適用する。

(故障検出)

第五条 **事業用電気通信設備**は、電源停止、共通制御機器の動作停止その他電気通信役務の提供に直接係る機能に重大な障害を及ぼす故障等の発生時には、これを直ちに検出し、当該**事業用電気通信設備**を維持し、又は運用する者に通知する機能を備えなければならない。

(事業用電気通信設備の防護措置)

第六条 **事業用電気通信設備**は、利用者又は他の電気通信事業者の電気通信設備から受信したプログラムによつて当該**事業用電気通信設備**が当該**事業用電気通信設備**を設置する電気通信事業者の意図に反する動作を行うことその他の事由により電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすことがないよう当該プログラムの機能の制限その他の必要な防護措置が講じられなければならない。

(試験機器及び応急復旧機材の配備)

第七条 **事業用電気通信設備**の工事、維持又は運用を行う事業場には、当該**事業用電気通信設備**の点検及び検査に必要な試験機器の配備又はこれに準ずる措置がなされていなければならない。

2 **事業用電気通信設備**の工事、維持又は運用を行う事業場には、当該**事業用電気通信設備**の故障等が発生した場合における応急復旧工事、臨時の電気通信回線の設置、電力の供給その他の応急復旧のために必要な機材の配備又はこれに準ずる措置がなされていなければならない。

(異常ふくそう対策等)

第八条 (略)

第八条の二 携帯電話用設備及びPHS用設備は、多数の移動端末設備

(故障検出)

第五条 **事業用電気通信回線設備**は、電源停止、共通制御機器の動作停止その他電気通信役務の提供に直接係る機能に重大な障害を及ぼす故障等の発生時には、これを直ちに検出し、当該**事業用電気通信回線設備**を維持し、又は運用する者に通知する機能を備えなければならない。

(事業用電気通信回線設備の防護措置)

第六条 **事業用電気通信回線設備**は、利用者又は他の電気通信事業者の電気通信設備から受信したプログラムによつて当該**事業用電気通信回線設備**が当該**事業用電気通信回線設備**を設置する電気通信事業者の意図に反する動作を行うことその他の事由により電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすことがないよう当該プログラムの機能の制限その他の必要な防護措置が講じられなければならない。

(試験機器及び応急復旧機材の配備)

第七条 **事業用電気通信回線設備**の工事、維持又は運用を行う事業場には、当該**事業用電気通信回線設備**の点検及び検査に必要な試験機器の配備又はこれに準ずる措置がなされていなければならない。

2 **事業用電気通信回線設備**の工事、維持又は運用を行う事業場には、当該**事業用電気通信回線設備**の故障等が発生した場合における応急復旧工事、臨時の電気通信回線の設置、電力の供給その他の応急復旧のために必要な機材の配備又はこれに準ずる措置がなされていなければならない。

(異常ふくそう対策等)

第八条 (略)

第八条の二 **事業用電気通信回線設備**(携帯電話用設備及びPHS用設

が同時に**電気通信設備**と接続する場合等に生じるトラヒックの瞬間的かつ急激な増加により電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすことがないよう、次の各号に掲げる措置のいずれかが講じられなければならない。

一 (略)

二 トラヒックの瞬間的かつ急激な増加に対応するための十分な通信容量を有する**電気通信設備**(電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御又は端末設備等の認証を行うための電気通信設備を含む。次項第二号において同じ。)の設置

2 **携帯電話用設備及びPHS用設備**は、移動端末設備に由来する制御信号の増加により電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすことがないよう、次の各号に掲げる措置のいずれかが講じられなければならない。

一 制御信号の増加による**電気通信設備**の負荷を軽減させる措置

二 制御信号の増加に対応するための十分な通信容量を有する**電気通信設備**の設置

(耐震対策)

第九条 **事業用電気通信設備**の据付けに当たつては、通常想定される規模の地震による転倒又は移動を防止するため、床への緊結その他の耐震措置が講じられなければならない。

2 **事業用電気通信設備**は、通常想定される規模の地震による構成部品の接触不良及び脱落を防止するため、構成部品の固定その他の耐震措置が講じられたものでなければならない。

備に限る。以下この条において同じ。)は、多数の移動端末設備が同時に**電気通信回線設備**と接続する場合等に生じるトラヒックの瞬間的かつ急激な増加により電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすことがないよう、次の各号に掲げる措置のいずれかが講じられなければならない。

一 (略)

二 トラヒックの瞬間的かつ急激な増加に対応するための十分な通信容量を有する**電気通信回線設備**(電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御又は端末設備等の認証を行うための電気通信設備を含む。次項第二号において同じ。)の設置

2 **事業用電気通信回線設備**は、移動端末設備に由来する制御信号の増加により電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすことがないよう、次の各号に掲げる措置のいずれかが講じられなければならない。

一 制御信号の増加による**電気通信回線設備**の負荷を軽減させる措置

二 制御信号の増加に対応するための十分な通信容量を有する**電気通信回線設備**の設置

(耐震対策)

第九条 **事業用電気通信回線設備**の据付けに当たつては、通常想定される規模の地震による転倒又は移動を防止するため、床への緊結その他の耐震措置が講じられなければならない。

2 **事業用電気通信回線設備**は、通常想定される規模の地震による構成部品の接触不良及び脱落を防止するため、構成部品の固定その他の耐震措置が講じられたものでなければならない。

3 その故障等により電気通信役務の提供に直接係る機能に重大な支障を及ぼすおそれのある**事業用電気通信設備**に関する前二項の耐震措置は、大規模な地震を考慮したものでなければならない。

(電源設備)

第十条 事業用電気通信設備の電源設備は、平均繁忙時（一日のうち年間を平均して電気通信設備の負荷が最大となる連続した一時間をいう。以下同じ。）に**事業用電気通信設備**の消費電流を安定的に供給できる容量があり、かつ、供給電圧又は供給電流を常に**事業用電気通信設備**の動作電圧又は動作電流の変動許容範囲内に維持できるものでなければなければならない。

2 **事業用電気通信設備**の電力の供給に直接係る電源設備の機器（自家用発電機及び蓄電池を除く。）は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その故障等の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替えられるようにしなければならない。

(停電対策)

第十一条 事業用電気通信設備は、通常受けている電力の供給が停止した場合においてその取り扱う通信が停止することのないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置（交換設備にあっては、自家用発電機及び蓄電池の設置その他これに準ずる措置）が講じられていないなければならない。

2 (略)

3 防災上必要な通信を確保するため、都道府県庁、市役所又は町村役場の用に供する主たる庁舎（以下「都道府県庁等」という。）に設置されている端末設備（当該都道府県庁等において防災上必要な通信を

3 その故障等により電気通信役務の提供に直接係る機能に重大な支障を及ぼすおそれのある**事業用電気通信回線設備**に関する前二項の耐震措置は、大規模な地震を考慮したものでなければならない。

(電源設備)

第十条 事業用電気通信回線設備の電源設備は、平均繁忙時（一年のうち年間を平均して電気通信設備の負荷が最大となる連続した一時間をいう。以下同じ。）に**事業用電気通信回線設備**の消費電流を安定的に供給できる容量があり、かつ、供給電圧又は供給電流を常に**事業用電気通信回線設備**の動作電圧又は動作電流の変動許容範囲内に維持できるものでなければならない。

2 **事業用電気通信回線設備**の電力の供給に直接係る電源設備の機器（自家用発電機及び蓄電池を除く。）は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その故障等の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替えられるようにしなければならない。

(停電対策)

第十一条 事業用電気通信回線設備は、通常受けている電力の供給が停止した場合においてその取り扱う通信が停止することのないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置（交換設備にあっては、自家用発電機及び蓄電池の設置その他これに準ずる措置）が講じられないなければならない。

2 (略)

3 防災上必要な通信を確保するため、都道府県庁、市役所又は町村役場の用に供する主たる庁舎（以下「都道府県庁等」という。）に設置されている端末設備（当該都道府県庁等において防災上必要な通信を

確保するために使用される移動端末設備を含む。)と接続されている
端末系伝送路設備及び当該端末系伝送路設備と接続されている交換
設備並びにこれらの附属設備に関する前二項の措置は、通常受けている
電力の供給が長時間にわたり停止することを考慮したものでなければ
なければならない。ただし、通常受けている電力の供給が長時間にわたり
停止した場合であつても、他の端末系伝送路設備により利用者が当該
端末設備を用いて通信を行うことができるときは、この限りでない。

(誘導対策)

第十二条 線路設備は、強電流電線からの電磁誘導作用により事業用電
気通信設備の機能に重大な支障を及ぼすおそれのある異常電圧又は
異常電流が発生しないように設置しなければならない。

(防火対策等)

第十三条 事業用電気通信設備を収容し、又は設置する通信機械室は、
自動火災報知設備及び消火設備が適切に設置されたものでなければならない。

2 事業用電気通信設備を工事、維持又は運用する者が立ち入る通信機械室に代わる
通信設備の構造物(以下「コンテナ等」という。)及び道は、
自動火災報知設備の設置及び消火設備の設置その他これに準ずる措
置が講じられたものでなければならない。

3 事業用電気通信設備を収容し、又は設置する通信機械室、コンテナ等及び道において、他の電気通信事業者に電気通信設備を設置する場所を提供する場合は、当該電気通信設備が発火等により他の電気通信設備に損傷を与えないよう措置されたものであることを当該他の電気通信事業者からその旨を記載した書面の提出を受ける方法そ

確保するために使用される移動端末設備を含む。)と接続されている
端末系伝送路設備及び当該設備と接続されている交換設備並びにこ
れらの附属設備に関する前二項の措置は、通常受けている電力の供給
が長時間にわたり停止することを考慮したものでなければならない。
ただし、通常受けている電力の供給が長時間にわたり停止した場合で
あつても、他の端末系伝送路設備により利用者が当該端末設備を用い
て通信を行うことができるときは、この限りでない。

(誘導対策)

第十二条 線路設備は、強電流電線からの電磁誘導作用により事業用電
気通信回線設備の機能に重大な支障を及ぼすおそれのある異常電圧
又は異常電流が発生しないように設置しなければならない。

(防火対策等)

第十三条 事業用電気通信回線設備を収容し、又は設置する通信機械室
は、自動火災報知設備及び消火設備が適切に設置されたものでなけれ
ばならない。

2 事業用電気通信回線設備を工事、維持又は運用する者が立ち入る通信機械室
に代わるコンテナ等の構造物(以下「コンテナ等」という。)及び道は、
自動火災報知設備の設置及び消火設備の設置その他これに準
ずる措置が講じられたものでなければならない。

3 事業用電気通信回線設備を収容し、又は設置する通信機械室、コン
テナ等及び道において、他の電気通信事業者に電気通信設備を設
置する場所を提供する場合は、当該電気通信設備が発火等により他の
電気通信設備に損傷を与えないよう措置されたものであることを当
該他の電気通信事業者からその旨を記載した書面の提出を受ける方

の他の方法により確認しなければならない。

(屋外設備)

第十四条 屋外に設置する電線（その中継器を含む。）、空中線及びこれらの附属設備並びにこれらを支持し又は保藏するための工作物（次条の建築物及びコンテナ等を除く。次項において「屋外設備」という。）は、通常想定は、通常想定される気象の変化、振動、衝撃、圧力その他その設置場所における外部環境の影響を容易に受けないものでなければならぬ。

2 (略)

(事業用電気通信設備を設置する建築物等)

第十五条 **事業用電気通信設備を収容し、又は設置する建築物**及びコンテナ等は、次の各号に適合するものでなければならない。ただし、第一号にあつては、やむを得ず同号に規定する被害を受けやすい環境に設置されたものであつて、防水壁又は防火壁の設置その他の必要な防護措置が講じられているものは、この限りでない。

1 (略)

二 当該**事業用電気通信設備**を安全に設置することができる堅固で耐久性に富むものであること。

三 当該**事業用電気通信設備**が安定に動作する温度及び湿度を維持することができること。

四 当該**事業用電気通信設備**を収容し、又は設置する通信機械室に、公衆が容易に立ち入り、又は公衆が容易に**事業用電気通信設備**に触れることができないよう施錠その他必要な措置が講じられていること。

(有線放送設備の線路と同一の線路を使用する**事業用電気通信設備**)

法の他の方法により確認しなければならない。

(屋外設備)

第十四条 屋外に設置する電線（その中継器を含む。）、空中線及びこれらの附属設備並びにこれらを支持し又は保藏するための工作物（次条の建築物を除く。次項において「屋外設備」という。）は、通常想定される気象の変化、振動、衝撃、圧力その他その設置場所における外部環境の影響を容易に受けないものでなければならない。

2 (略)

(事業用電気回線設備を設置する建築物等)

第十五条 **事業用電気回線設備を収容し、又は設置する建築物**及びコンテナ等は、次の各号に適合するものでなければならない。ただし、第一号にあつては、やむを得ず同号に規定する被害を受けやすい環境に設置されたものであつて、防水壁又は防火壁の設置その他の必要な防護措置が講じられているものは、この限りでない。

1 (略)

二 当該**事業用電気回線設備**を安全に設置することができる堅 固で耐久性に富むものであること。

三 当該**事業用電気回線設備**が安定に動作する温度および湿度を維持することができること。

四 当該**事業用電気回線設備**を収容し、又は設置する通信機械室に、公衆が容易に立ち入り、又は公衆が容易に**事業用電気回線設備**に触れることができないよう施錠その他必要な措置が講じられていること。

(有線放送設備の線路と同一の線路を使用する**事業用電気回線設備**)

第十五条の二 有線放送設備（放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第二条第四号に規定する有線一般放送（以下単に「有線一般放送」という。）を行うための有線電気通信設備（再放送を行うための受信空中線その他放送の受信に必要な設備を含む。）及びこれに接続される受信設備をいう。以下同じ。）の線路（他の電気通信事業者により提供されるものを除く。以下同じ。）と同一の線路を使用する事業用電気通信設備（電気通信回線設備に限る。以下この条において同じ。）は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一 事業用電気通信設備と有線放送設備（事業用電気通信設備と同一の線路を使用する部分を除く。以下この条において同じ。）との責任の分界を明確にするため、有線放送設備との間に分界点（以下の条において「分界点」という。）を有すること。

二 （略）

三 分界点において有線放送設備を切り離し又はこれに準ずる方法により当該事業用電気通信設備の正常性を確認できる措置が講じられていること。

四 （略）

イ 有線放送設備が有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送（ラジオ放送の多重放送を受信し、これを再送信することを含む。以下この条において同じ。）以外の有線一般放送を行うためのものである場合にあつては、利用者が端末設備等を接続する点と有線放送設備の受信者端子（放送法施行規則第一百五十条第四号の受信者端子をいう。）との間の分離度が二五デシベル以上である

第十五条の二 有線放送設備（放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第二条第四号に規定する有線一般放送（以下単に「有線一般放送」という。）を行うための有線電気通信設備（再放送を行うための受信空中線その他放送の受信に必要な設備を含む。）及びこれに接続される受信設備をいう。以下同じ。）の線路（他の電気通信事業者により提供されるものを除く。以下同じ。）と同一の線路を使用する事業用電気通信回線設備は、次の各号に適合するものでなければならぬ。

一 事業用電気通信回線設備と有線放送設備（事業用電気通信回線設備と同一の線路を使用する部分を除く。以下この条において同じ。）との責任の分界を明確にするため、有線放送設備との間に分界点（以下の条において「分界点」という。）を有すること。

二 （略）

三 分界点において有線放送設備を切り離し又はこれに準ずる方法により当該事業用電気通信回線設備の正常性を確認できる措置が講じられていること。

四 （略）

イ 有線放送設備が有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送（ラジオ放送の多重放送を受信し、これを再送信することを含む。以下この条において同じ。）以外の有線一般放送を行うためのものである場合にあつては、利用者が端末設備等を接続する点と有線放送設備の受信者端子（放送法施行規則第一百五十条第四号の受信者端子をいう。）との間の分離度が二五デシベル以上であ

こと。

ロ 有線放送設備が有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送を行うためのものである場合にあつては、必要な妨害対策措置が講じられたものであること。

(大規模災害対策)

第十五条の三 電気通信事業者は、大規模な災害により電気通信役務の提供に重大な支障が生じることを防止するため、**事業用電気通信設備**に関し、あらかじめ**次に**掲げる措置を講ずるよう努めなければならぬ。

一〇五 (略)

(特定端末設備)

第十五条の四 端末設備等規則(昭和六十年郵政省令第三十一号。以下「**端末規則**」という)第五条から第九条までの規定は、**アナログ電話用設備等**(特定端末設備に限る)について準用する。この場合において、**端末規則第五条、第六条及び第八条中「事業用電気通信設備」とあるのは「電気通信回線設備」と、同条中「利用者」とあるのは「当該電気通信事業者」と読み替えるものとする。**

(適用除外)

第十六条 (略)

2 第四条、第五条、第八条、第八条の二、第九条、第十条第二項、第十一条及び第十三条から第十五条までの規定は、利用者の建築物又はこれに類するところに設置する**事業用電気通信設備**について適用しない。

3 第四条及び第十条第二項の規定は、総務大臣が別に告示で定める小規模な**事業用電気通信設備**について適用しない。

こと。

ロ 有線放送設備が有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送を行うためのものである場合にあつては、必要な妨害対策措置が講じられたものであること。

(大規模災害対策)

第十五条の三 電気通信事業者は、大規模な災害により電気通信役務の提供に重大な支障が生じることを防止するため、**事業用電気通信回線設備**に関し、あらかじめ**次の各号に**掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一〇五 (略)

(適用除外)

第十六条 (略)

2 第四条、第五条、第八条、第八条の二、第九条、第十条第二項、第十一条及び第十三条から第十五条までの規定は、利用者の建築物又はこれに類するところに設置する**事業用電気通信回線設備**について適用しない。

3 第四条及び第十条第二項の規定は、総務大臣が別に告示で定める小規模な**事業用電気通信回線設備**について適用しない。

第二款 その他の電気通信設備

(適用の範囲)

第十六条の二 この款の規定（第十六条の五第三項を除く。）は、**アナログ電話用設備等以外の事業用電気通信設備（特定端末設備を除く。）**について適用する。

(故障等の対策)

第十六条の三 事業用電気通信設備の工事、維持又は運用を行う事業場には、当該**事業用電気通信設備**の故障等が発生した場合に電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすことがないよう、応急復旧工事、臨時の電気通信回線の設置、電力の供給その他の応急復旧措置を行うために必要な復旧機材の配備又はこれに準ずる措置がなされていなければならない。

(耐震対策等)

第十六条の四 事業用電気通信設備の設置に当たつては、次に掲げる措置が講じられなければならない。ただし、通常想定される規模の地震又は火災による当該**事業用電気通信設備**の故障等の発生時に、これに代えて電気通信役務を提供するための予備の**事業用電気通信設備**の設置その他これに準ずる措置が講じられている場合は、この限りでない。

一 当該**事業用電気通信設備**の据付けに当たつては、通常想定される規模の地震による転倒又は移動を防止するための床への繫結その

第二款 その他の電気通信回線設備

(適用の範囲)

第十六条の三 事業用電気通信回線設備の工事、維持又は運用を行う事業場には、当該**事業用電気通信回線設備**の故障等が発生した場合に電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすことがないよう、応急復旧工事、臨時の電気通信回線の設置、電力の供給その他の応急復旧措置を行うために必要な復旧機材の配備又はこれに準ずる措置がなされていなければならない。

(故障等の対策)

第十六条の三 事業用電気通信回線設備の工事、維持又は運用を行う事業場には、当該**事業用電気通信回線設備**の故障等が発生した場合に電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすことがないよう、応急復旧工事、臨時の電気通信回線の設置、電力の供給その他の応急復旧措置を行うために必要な復旧機材の配備又はこれに準ずる措置が講じられるべきなければならない。

(耐震対策等)

第十六条の四 事業用電気通信回線設備の設置に当たつては、次に掲げる措置が講じられなければならない。ただし、通常想定される規模の地震又は火災による当該**事業用電気通信回線設備**の故障等の発生時に、これに代えて電気通信役務を提供するための予備の**事業用電気通信回線設備**の設置その他これに準ずる措置が講じられている場合は、この限りでない。

一 当該**事業用電気通信回線設備**の据付けに当たつては、通常想定される規模の地震による転倒又は移動を防止するための床への繫結その

他の耐震措置

二 通常想定される規模の地震による当該**事業用電気通信設備**の構成部品の接触不良及び脱落を防止するための構成部品の固定その他の耐震措置

三 当該**事業用電気通信設備**を収容し、又は設置する通信機械室における自動火災報知設備及び消火設備の適切な設置

(準用)

第十六条の五 第十五条、第六条、第八条、第十条第一項、第十二条、第十四条、第十五条の二及び第十五条の三（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、事業用電気通信設備（電気通信回線設備に限る。）について準用する。

2| 前項に規定する規定（第十五条の二の規定を除く。）は、事業用電気通信設備（端末設備に限る。）について準用する。

3| 端末規則第五条から第九条までの規定は、アナログ電話用設備等以外の事業用電気通信設備（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、端末規則第五条、第六条及び第八条中「事業用電気通信設備」とあるのは、「電気通信回線設備」と、同条中「利用者」とあるのは「当該電気通信事業者」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第十六条の六 **前条第一項**において準用する第八条の規定は、他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務の提供の用に供する電子計算機の本体及びこれに附属する設備については、適用しない。

その他の耐震措置

二 通常想定される規模の地震による当該**事業用電気通信回線設備**の構成部品の接触不良及び脱落を防止するための構成部品の固定その他の耐震措置

三 当該**事業用電気通信回線設備**を収容し、又は設置する通信機械室における自動火災報知設備及び消火設備の適切な設置

(準用)

第十六条の五 第十五条、第六条、第八条、第十条第一項、第十二条、第十四条、第十五条の二及び第十五条の三（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びP H S用設備以外の事業用電気通信回線設備について準用する。

(適用除外)

第十六条の六 **前条**において準用する第八条の規定は、他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務の提供の用に供する電子計算機の本体及びこれに附属する設備については、適用しない。

2 第十六条の四並びに前条第一項において準用する第五条、第八条及び第十四条の規定は、利用者の建築物又はこれに類するところに設置する事業用電気通信設備については、適用しない。

第二節 秘密の保持

(通信内容の秘匿措置)

第十七条 事業用電気通信設備（特定端末設備を除く。以下この節、次節及び第四節において同じ。）は、利用者が端末設備等を接続する点において、他の通信の内容が電気通信設備の通常の使用の状態で判読できないように必要な秘匿措置が講じられなければならない。

2 有線放送設備の線路と同一の線路を使用する事業用電気通信設備（電気通信回線設備に限る。）は、電気通信事業者が、有線一般放送の受信設備を接続する点において、通信の内容が有線一般放送の受信設備の通常の使用の状態で設備の通常の使用の状態で判読できないように必要な秘匿措置が講じられなければならない。

3 端末規則第四条の規定は、特定端末設備について準用する。この場合において、同条中「事業用電気通信設備」とあるのは、「電気通信回線設備」と読み替えるものとする。

(蓄積情報保護)

第十八条 事業用電気通信設備に利用者の通信の内容その他これに係る情報を蓄積する場合にあつては、当該事業用電気通信設備は、当該利用者以外の者が端末設備等を用いて容易にその情報を知得し、又は破壊することを防止するため、当該利用者のみに与えた識別符号の照合確認その他の防止措置が講じられなければならない。

2 第十六条の四並びに前条において準用する第五条、第八条及び第十四条の規定は、利用者の建築物又はこれに類するところに設置する事業用電気通信回線設備については、適用しない。

第二節 秘密の保持

(通信内容の秘匿措置)

第十七条 事業用電気通信回線設備は、利用者が端末設備等を接続する点において、他の通信の内容が電気通信設備の通常の使用の状態で判読できないように必要な秘匿措置が講じられなければならない。

2 有線放送設備の線路と同一の線路を使用する事業用電気通信回線設備は、電気通信事業者が、有線一般放送の受信設備を接続する点において、通信の内容が有線一般放送の受信設備の通常の使用の状態で判読できないように必要な秘匿措置が講じられなければならない。

(蓄積情報保護)

第十八条 事業用電気通信回線設備に利用者の通信の内容その他これに係る情報を蓄積する場合にあつては、当該事業用電気通信回線設備は、当該利用者以外の者が端末設備等を用いて容易にその情報を知得し、又は破壊することを防止するため、当該利用者のみに与えた識別符号の照合確認その他の防止措置が講じられなければならない。

第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止

(損傷防止)

第十九条 **事業用電気通信設備**は、利用者又は他の電気通信事業者の接続する電気通信設備（以下「接続設備」という。）を損傷するおそれのある電力若しくは電流を送出し、又は接続設備を損傷するおそれのある電圧若しくは光出力により送出するものであつてはならない。

(機能障害の防止)

第二十条 **事業用電気通信設備**は、接続設備の機能に障害を与えるおそれのある電気信号又は光信号を送出するものであつてはならない。

(漏えい対策)

第二十条の二 電気通信事業者は、総務大臣が別に告示するところに従い **特定端末設備**又は**自営電気通信設備**と交換設備又は専用設備（専用役務の提供の用に供する**事業用電気通信設備**をいう。）との間の電気通信回線に伝送される信号の漏えいに関し、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するよう努めなければならない。

2) 電気通信事業者は、前項の基準を定めたときは、遅滞なく、その基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(保安装置)

第二十一条 落雷又は強電流電線との混触により線路設備に発生した異常電圧及び異常電流によつて接続設備を損傷するおそれのある場合は、交流五〇〇ボルト以下で動作する避雷器及び七アンペア以下で動作するヒューズ若しくは五〇〇ミリアンペア以下で動作する熱線輪からなる保安装置又はこれと同等の保安機能を有する装置が**事業**

第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止

(損傷防止)

第十九条 **事業用電気通信回線設備**は、利用者又は他の電気通信事業者の接続する電気通信設備（以下「接続設備」という。）を損傷するおそれのある電力若しくは電流を送出又は電圧若しくは光出力により送出するものであつてはならない。

(機能障害の防止)

第二十条 **事業用電気通信回線設備**は、接続設備の機能に障害を与えるおそれのある電気信号又は光信号を送出するものであつてはならない。

(漏えい対策)

第二十条の二 電気通信事業者は、総務大臣が別に告示するところに従い **端末設備等**と交換設備又は専用設備（専用役務の提供の用に供する**事業用電気通信回線設備**をいう。）との間の電気通信回線に伝送される信号の漏えいに関し、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するよう努めなければならない。

2) 前項の基準については、遅滞なく総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(保安装置)

第二十一条 落雷又は強電流電線との混触により線路設備に発生した異常電圧及び異常電流によつて接続設備を損傷するおそれのある場合は、交流五〇〇ボルト以下で動作する避雷器及び七アンペア以下で動作するヒューズ若しくは五〇〇ミリアンペア以下で動作する熱線輪からなる保安装置又はこれと同等の保安機能を有する装置が**事業**

用電気通信設備と接続設備を接続する点又はその近傍に設置されなければならない。

用電気通信回線設備と接続設備を接続する点又はその近傍に設置されなければならない。

第四節 他の電気通信設備との責任の分界

(分界点)

第二十三条 事業用電気通信設備は、他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界を明確にするため、他の電気通信事業者の電気通信設備との間に分界点（以下この条及び次条において「分界点」という。）を有しなければならない。

2 **事業用電気通信設備**は、分界点において他の電気通信事業者が接続する電気通信設備から切り離せるものでなければならぬ。

(機能確認)

第二十四条 事業用電気通信設備は、分界点において他の**電気通信事業者**の電気通信設備を切り離し又はこれに準ずる方法により当該**事業用電気通信設備**の正常性を確認できる措置が講じられていなければならない。

第二十五条 削除

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する**電気通信設備**

第一款 アナログ電話用設備

(適用の範囲)

第二十六条 この款の規定（第三十五条の二の四を除く。）は、二線式アナログ電話用設備（特定端末設備を除く。第三章第五節において同じ。）に対して適用する。

第四節 他の電気通信設備との責任の分界

(分界点)

第二十三条 事業用電気通信回線設備は、他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界を明確にするため、他の電気通信事業者の電気通信設備との間に分界点（以下この条及び次条において「分界点」という。）を有しなければならぬ。

2 **事業用電気通信回線設備**は、分界点において他の電気通信事業者が接続する電気通信設備から切り離せるものでなければならぬ。

(機能確認)

第二十四条 事業用電気通信回線設備は、分界点において他の電気通信設備を切り離し又はこれに準ずる方法により当該**事業用電気通信回線設備**の正常性を確認できる措置が講じられていなければならない。

第二十五条 削除

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する**電気通信回線設備**

第一款 アナログ電話用設備

(適用の範囲)

第二十六条 この款の規定は、事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備に対しても適用する。

(電源供給)

第二十七条 事業用電気通信設備は、第三十一条第二号に規定する呼出信号の送出時を除き、端末設備等を接続する点において次の各号に掲げる条件に適合する通信用電源を供給しなければならない。

一～三 (略)

(信号極性)

第二十八条 事業用電気通信設備は、次条第一号に規定する発呼信号を受信できる状態において、前条で規定する電源の極性(第三十一条第一号において「信号極性」という。)を端末設備等を接続する点において一方を地気(接地の電位をいう。以下同じ。)、他方を負極性とななければならぬ。

(監視信号受信条件)

第二十九条 事業用電気通信設備は、端末設備等を接続する点において当該端末設備等が送出する次の監視信号を受信し、かつ、認識できるものでなければならない。

一～四 (略)

(選択信号受信条件)

第三十条 事業用電気通信設備は、端末設備等を接続する点において当該端末設備等が送出する一〇パルス毎秒方式のダイヤルパルス信号、二〇パルス毎秒方式のダイヤルパルス信号又は押しボタンダイヤル信号(以下これらを「選択信号」という。)のうち、少なくともいずれか一つを受信し、かつ、認識できるものでなければならない。

2・3 (略)

(監視信号送出条件)

第三十一条 事業用電気通信設備は、次の各号に定めるところにより、

(電源供給)

第二十七条 事業用電気回線設備は、第三十一条に規定する呼出信号の送出時を除き、端末設備等を接続する点において次の各号に掲げる条件に適合する通信用電源を供給しなければならない。

一～三 (略)

(信号極性)

第二十八条 事業用電気通信回線設備は、次条に規定する発呼信号を受信できる状態において、前条で規定する電源の極性を端末設備等を接続する点において一方を地気(接地の電位をいう。)、他方を負極性としなければならない。

(監視信号受信条件)

第二十九条 事業用電気通信回線設備は、端末設備等を接続する点において当該端末設備等が送出する次の監視信号を受信し、かつ、認識できるものでなければならない。

一～四 (略)

(選択信号受信条件)

第三十条 事業用電気通信回線設備は、端末設備等を接続する点において当該端末設備等が送出する一〇パルス毎秒方式のダイヤルパルス信号、二〇パルス毎秒方式のダイヤルパルス信号又は押しボタンダイヤル信号(以下これらを「選択信号」という。)のうち、少なくともいずれか一つを受信し、かつ、認識できるものでなければならない。

2・3 (略)

(監視信号送出条件)

第三十一条 事業用電気通信回線設備は、次の各号に定めるところによ

端末設備等を接続する点において監視信号を送出しなければならない。

一 着信側の端末設備等が送出する端末応答信号を受信したとき、発信側の端末設備等に対し、信号極性を反転することにより送出する監視信号（以下「応答信号」という。）

二 （略）

（その他の信号送出条件）

第三十二条 事業用電気通信設備は、次に掲げる場合は可聴音（耳で聞くことが可能な特定周波数の音をいう。以下同じ。）又は音声によりその状態を発信側の端末設備等に対して通知しなければならない。

一～三 （略）

（可聴音送出条件）

第三十三条 事業用電気通信設備は、**前条各号に掲げる場合**において可聴音によりその状態を通知するときは、次に定めるところにより、端末設備等を接続する点において可聴音を送出しなければならない。

一～三 （略）

（通話品質）

第三十四条 事業用電気通信設備（電気通信回線設備に限る。次条第三号及び第四号において同じ。）に端末規則第二条第二項第三号に規定するアナログ電話端末であつて、総務大臣が別に告示する送話ラウドネス定格及び受話ラウドネス定格に適合するもの（以下この条、第十五条の十一、第二十五条の十八第一項及び第三十五条の十九の二第一項において「アナログ電話端末」という。）を接続した場合の通話品質は、アナログ電話端末と端末回線に接続される交換設備との間の

り、端末設備等を接続する点において監視信号を送出しなければならない。

一 着信側の端末設備等が送出する端末応答信号を受信したとき、発信側の端末設備等に対し、**第二十八条で規定する信号極性を反転することにより送出する監視信号（以下「応答信号」という。）**

二 （略）

（その他の信号送出条件）

第三十二条 事業用電気通信回線設備は、次に掲げる場合は可聴音（耳で聞くことが可能な特定周波数の音をいう。以下同じ。）又は音声によりその状態を発信側の端末設備等に対して通知しなければならない。

一～三 （略）

（可聴音送出条件）

第三十三条 事業用電気通信回線設備は、**前条の各号**において可聴音によりその状態を通知する場合は、次に定めるところにより、端末設備等を接続する点において可聴音を送出しなければならない。

一～三 （略）

（通話品質）

第三十四条 事業用電気通信回線設備に端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号。以下「端末規則」という。）第二条第二項第三号に規定するアナログ電話端末であつて、総務大臣が別に告示する送話ラウドネス定格及び受話ラウドネス定格に適合するもの（以下この条、第十五条の十一、第二十五条の十八第一項、第三十六条の三第一項及び第三十六条の五第一項**において「アナログ電話端末」という。）を接続した場合の通話を接続した場合の通話品質は、アナログ電話端末と端末回線に接続さ**

送話ラウドネス定格は一五デシベル以下であり、かつ、受話ラウドネス定格は六デシベル以下でなければならない。

2 (略)

(接続品質)

第三十五条 **事業用電気通信設備の接続品質**は、**基礎トラヒツク**（一日

のうち、一年間を平均して呼量（一時間に発生した呼の保留時間の総和を一時間で除したもの）が最大となる連続した一時間について一年間の呼量及び呼数の最大のものから順に三〇日分の呼量及び呼数を抜き取つてそれぞれ平均した呼量及び呼数又はその予測呼量及び予測呼数をいう。以下同じ。）について、次の各号のいずれにも適合しなければならない。

一 **事業用電気通信設備**が発呼信号を受信した後、選択信号を受信可能となるまでの時間が三秒以上となる確率が〇・〇一以下であること。

二 **事業用電気通信設備**が選択信号を受信した後、着信側の端末設備等に着信するまでの間に一の電気通信事業者の設置する**事業用電気通信設備**により呼が損失となる確率が〇・一五以下であること。

三 本邦外の場所に対して発信を行う場合にあつては、**事業用電気通信設備**が選択信号を受信した後、国際中継回線（国際交換設備（本邦外の場所への発信又は本邦外からの着信を行う機能を有する交換設備をいう。以下同じ。）と本邦外の場所の交換設備相互間の気通信回線をいう。以下同じ。）を捕捉するまでの間に一の電気通信事業者の設置する**事業用電気通信設備**により呼が損失となる確率が〇・一以下であること。

れる交換設備との間の送話ラウドネス定格は一五デシベル以下であり、かつ、受話ラウドネス定格は六デシベル以下でなければならない。

2 (略)

(接続品質)

第三十五条 **事業用電気通信回線設備の接続品質**は、**基礎トラヒツク**

（一日のうち、一年間を平均して呼量（一時間に発生した呼の保留時間の総和を一時間で除したもの）が最大となる連続した一時間について一年間の呼量及び呼数の最大のものから順に三〇日分の呼量及び呼数を抜き取つてそれぞれ平均した呼量及び呼数又はその予測呼量及び予測呼数をいう。以下同じ。）について、次の各号に適合しなければならない。

一 **事業用電気通信回線設備**が発呼信号を受信した後、選択信号を受信可能となるまでの時間が三秒以上となる確率が〇・〇一以下であること。

二 **事業用電気通信回線設備**が選択信号を受信した後、着信側の端末設備等に着信するまでの間に一の電気通信事業者の設置する**事業用電気通信回線設備**により呼が損失となる確率が〇・一五以下であること。

三 本邦外の場所に対して発信を行う場合にあつては、**事業用電気通信回線設備**が選択信号を受信した後、国際中継回線（国際交換設備（本邦外の場所への発信又は本邦外からの着信を行う機能を有する交換設備をいう。以下同じ。）と本邦外の場所の交換設備相互間の気通信回線をいう。以下同じ。）を捕捉するまでの間に一の電気通信事業者の設置する**事業用電気通信回線設備**により呼が損失となる確率が〇・一以下であること。

四 本邦外の場所からの着信を行う場合は、**事業用電気通信設備**が着信を受け付けた後、着信側の端末設備等に着信するまでの間に一の電気通信事業者の設置する**事業用電気通信設備**により呼が損失となる確率が〇・一一以下であること。

五 **事業用電気通信設備が選択信号の**送出終了を検出した後、発信側の端末設備等に對して着信側の端末設備等を呼び出し中であること又は着信側の端末設備等が着信可能な状態でないことの通知までの時間が三〇秒以下であること。ただし、二以上の電気通信事業者の設置する**事業用電気通信設備**を介する通信を行う場合及び本邦外の場所との間の通信を行う場合は、この限りでない。

(緊急通報を扱う**事業用電気通信設備**)

第三十五条の二 電気通信番号規則第十一条各号に規定する電気通信番号を用いた警察機関、海上保安機関又は消防機関（以下「警察機関等」という。）への通報（以下「緊急通報」という。）を扱う**事業用電気通信設備**は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならぬ。

一 （略）

二 緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号その他当該発信に係る情報として総務大臣が別に告示する情報を、当該緊急通報に係る警察機関等の端末設備に送信する機能を有すること。ただし、他の方法により同等の機能を実現できる場合は、この限りでない。

三 （略）

(災害時優先通信の優先的取扱い)

第三十五条の二の二 **事業用電気通信設備**は、次に定めるところによ

四 本邦外の場所からの着信を行う場合は、**事業用電気通信回線設備**が着信を受け付けた後、着信側の端末設備等に着信するまでの間に一の電気通信事業者の設置する**事業用電気通信回線設備**により呼が損失となる確率が〇・一一以下であること。

五 **事業用電気通信回線設備が選択信号**送出終了を検出した後、発信側の端末設備等に對して着信側の端末設備等を呼び出し中であること又は着信側の端末設備等が着信可能な状態でないことの通知までの時間が三〇秒以下であること。ただし、二以上の電気通信事業者の設置する**事業用電気通信回線設備**を介する通信を行う場合及び本邦外の場所との間の通信を行う場合は、この限りでない。

(緊急通報を扱う**事業用電気通信回線設備**)

第三十五条の二 電気通信番号規則第十一条各号に規定する電気通信番号を用いた警察機関、海上保安機関又は消防機関（以下「警察機関等」という。）への通報（以下「緊急通報」という。）を扱う**事業用電気通信回線設備**については、次の各号に適合するものでなければならぬ。

一 （略）

二 緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号その他当該発信に係る情報として総務大臣が別に告示する情報を、当該緊急通報に係る警察機関等の端末設備に送信する機能を有すること。ただし、他の方法により同等の機能を実現できる場合は、この限りでない。

三 （略）

(災害時優先通信の優先的取扱い)

第三十五条の二の二 **事業用電気通信回線設備**は、次に定めるところによ

り、災害時優先通信（緊急通報及び法第八条第三項に規定する重要な通信のうち電気通信事業法施行規則第五十六条第一号に定める機関が発信する通信（当該機関に電気通信役務を提供する電気通信事業者が当該機関ごとに指定する端末回線の一端に接続された端末設備等から発信されるものに限る。）をいう。以下同じ。）を優先的に取り扱うことができるものでなければならぬ。

一・二（略）

2 事業用電気通信設備は、前項第一号の機能により他の通信の制限又は停止を行つた場合において、災害時優先通信及び他の通信の疎通の状況を記録することができるものでなければならない。

3 電気通信事業者は、第一項第一号の機能により他の通信の制限又は停止を行つた場合は、前項の記録を分析し、できる限り多くの通信の疎通を確保するよう通信の制限又は停止の時間、程度その他当該制限又は停止の実施方法及び事業用電気通信設備の通信容量について必要に応じて見直しを行うものとする。

（異なる電気通信番号の送信の防止）

第三十五条の二の三（略）

（特定端末設備）

第三十五条の二の四 端末規則第四章第一節及び第三十五条の規定は、二線式アナログ電話用設備（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、端末規則第十三条第一項及び第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは、「当該電気通信事業者」と、同条中「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則（昭和六十一年郵政省令第三十号）第三十五条の二の四において読み替えて準用する第四章第一節」と読み替えるものとする。

より、災害時優先通信（緊急通報及び法第八条第三項に規定する重要な通信のうち電気通信事業法施行規則第五十六条第一号に定める機関が発信する通信（当該機関に電気通信役務を提供する電気通信事業者が当該機関ごとに指定する端末回線の一端に接続された端末設備等から発信されるものに限る。）をいう。以下同じ。）を優先的に取り扱うことができるものでなければならない。

一・二（略）

2 事業用電気通信回線設備は、前項第一号の機能により他の通信の制限又は停止を行つた場合において、災害時優先通信及び他の通信の疎通の状況を記録することができるものでなければならない。

3 電気通信事業者は、第一項第一号の機能により他の通信の制限又は停止を行つた場合は、前項の記録を分析し、できる限り多くの通信の疎通を確保するよう通信の制限又は停止の時間、程度等の実施の方法及び事業用電気通信回線設備の通信容量について必要に応じて見直しを行うものとする。

（異なる電気通信番号の送信の防止）

第三十五条の二の三（略）

（特定端末設備）

第三十五条の二の四 端末規則第四章第一節及び第三十五条の規定は、二線式アナログ電話用設備（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、端末規則第十三条第一項及び第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは、「当該電気通信事業者」と、同条中「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則（昭和六十一年郵政省令第三十号）第三十五条の二の四において読み替えて準用する第四章第一節」と読み替えるものとする。

第二款 総合デジタル通信用設備

(適用の範囲)

第三十五条の二の五 この款の規定(第三十五条の五第三項及び第三十五条の七の二を除く。)は、総合デジタル通信用設備(音声伝送役務の提供の用に供するもののうち、特定端末設備を除く。第三章第五節において同じ。)について適用する。

(基本機能)

第三十五条の三 事業用電気通信設備の機能は、次の各号のいずれにも適合しなければならない。

一～四 (略)

(通話品質)

第三十五条の四 事業用電気通信回線設備に限る。次条第一項において同じ。)に総合デジタル通信端末(端末規則第二条第二項第十二項第十三号に規定する総合デジタル通信端末をいう。以下同じ。)を接続した場合の通話品質は、総合デジタル通信端末と端末回線に接続される交換設備との間の送話ラウドネス定格は十一デシベル以下であり、かつ、受話ラウドネス定格は五デシベル以下でなければならぬ。

(接続品質)

第三十五条の五 第三十五条(第一号を除く。)の規定は、事業用電気通信設備の接続品質について準用する。この場合において、同条第二号、第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

2 第三十五条(第一号、第三号及び第四号を除く。)の規定は、事業

第二款 総合デジタル通信用設備

(適用の範囲)

第三十五条の二の四 この款の規定(第三十五条の五第二項を除く。)は、総合デジタル通信用設備について適用する。

(基本機能)

第三十五条の三 事業用電気通信回線設備の機能は、次の各号に適合しなければならない。

一～四 (略)

(通話品質)

第三十五条の四 事業用電気通信回線設備に端末規則第二条第二項第十三号に規定する総合デジタル通信端末を接続した場合の通話品質は、総合デジタル通信端末と端末回線に接続される交換設備との間の送話ラウドネス定格は十一デシベル以下であり、かつ、受話ラウドネス定格は五デシベル以下でなければならぬ。

(接続品質)

第三十五条の五 第三十五条(第一号を除く。)の規定は、総合デジタル通信用設備の接続品質について準用する。この場合において、同条第二号、第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

2 第三十五条(第一号、第三号及び第四号を除く。)の規定は、事業

第三十五条の五 第三十五条(第一号を除く。)の規定は、総合デジタル通信用設備の接続品質について準用する。この場合において、同条第二号、第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

用電気通信設備（端末設備に限る。）の接続品質について準用する。

この場合において、同条第二号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

3) 第三十五条の規定は、二線式アナログ電話用設備と総合デジタル信用設備を接続した事業用電気通信設備の接続品質について準用する。この場合において、同条第一号中「事業用電気通信設備」とあるのは、二線式アナログ電話用設備」と、同条第二号、第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは「選択信号又は電気通信番号」と読み替えるものとする。

（緊急通報を扱う事業用電気通信設備）

第三十五条の六 緊急通報を扱う事業用電気通信設備は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならぬ。

一 （略）

二 緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号その他当該発信に係る情報をとして、総務大臣が別に告示する情報を、当該緊急通報に係る警察機関等の端末設備に送信する機能を有すること。ただし、他の方法により同等の機能を実現できる場合は、この限りでない。

三 （略）

（災害時優先通信の優先的取扱い）

第三十五条の六の二 第三十五条の二の二の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

（異なる電気通信番号の送信の防止）

2) 第三十五条の規定は、事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備と総合デジタル通信用設備を接続した事業用電気通信回線設備の接続品質について準用する。この場合において、同条第一号中「事業用電気通信回線設備」とあるのは「事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備」と、同条第二号、第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは「選択信号又は電気通信番号」と読み替えるものとする。

（緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備）

第三十五条の六 緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備については、次の各号に適合するものでなければならぬ。

一 （略）

二 緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号その他当該発信に係る情報をとして、総務大臣が別に告示する情報を、当該緊急通報に係る警察機関等の端末設備に送信する機能を有すること。ただし、他の方法により同等の機能を実現できる場合は、この限りでない。

三 （略）

（災害時優先通信の優先的取扱い）

第三十五条の六の二 第三十五条の二の二の規定は、総合デジタル通信設備について準用する。

（異なる電気通信番号の送信の防止）

第三十五条の七 第三十五条の二の三の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

(特定端末設備)

第三十五条の七の二 端末規則第六章及び第三十五条の規定は、総合デジタル通信用設備（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、同条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則（昭和六十一年郵政省令第三十号）第三十五条の七の二」において読み替えて準用する第六章」と読み替えるものとする。

第三款 アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備

(適用の範囲)

第三十五条の八 この款の規定（第三十五条の十第三項及び第三十五条の十五の二を除く。）は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備（特定端末設備を除く。第三章第五節において同じ。）について適用する。

(基本機能)

第三十五条の九 事業用電気通信設備の機能は、次の各号のいずれにも適合しなければならない。

一～五 （略）

(接続品質)

第三十五条の十 第三十五条（第一号を除く。）の規定は、事業用電気通信設備（電気通信回線設備に限る。）の接続品質について準用する。

第三十五条の七 第三十五条の二の三の規定は、総合デジタル通信用設備について準用する。

第三款 アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備

(適用の範囲)

第三十五条の八 この款の規定（第三十五条の十第二項を除く。）は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について適用する。

(基本機能)

第三十五条の九 事業用電気通信回線設備の機能は、次の各号に適合しなければならない。

一～五 （略）

(接続品質)

第三十五条の十 第三十五条（第一号を除く。）の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通

この場合において、同条第二号、第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

2| 第三十五条（第一号、第三号及び第四号を除く。）の規定は、事業用電気通信設備（端末設備に限る。）の接続品質について準用する。

の場合において、同条第二号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

3| 第三十五条の規定は、二線式アナログ電話用設備と電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備を接続した事業用電気通信設備の接続品質について準用する。この場合において、第三十五条第一号中「事業用電気通信設備」とあるのは「二線式アナログ電話用設備」と、同条第二号、第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは「選択信号」と読み替えるものとする。

信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備の接続品質について準用する。この場合において、第三十五条第二号、第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

2| 第三十五条の規定は、事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備と電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備を接続した事業用電気通信回線設備の接続品質について準用する。この場合において、第三十五条第一号中「事業用電気通信回線設備」とあるのは「事業用電気通信回線設備」と、同条第二号、第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは「選択信号」と読み替えるものとする。

2| 第三十五条の規定は、事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備」と、同条第二号、第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは「選択信号」と読み替えるものとする。

（総合品質）

第三十五条の十一 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備（アナログ電話端末と接続できるものに限る。）に接続する端末設備等（インターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するものに限る。）相互間における通話（アナログ電話端末との間の通話を含む。）の総合品質に関して、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持する

第三十五条の十一 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備（アナログ電話端末と接続できるものに限る。）に接続する端末設備等（インターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するものに限る。）相互間における通話（アナログ電話端末との間の通話を含む。）の総合品質に関して、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持する

よう努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

(ネットワーク品質)

第三十五条の十二 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する**事業用電気通信設備**と当該**電気通信設備**に接続する端末設備等との間の分界点（以下この条において「端末設備等分界点」という。）相互間及び当該電気通信事業者の設置する**事業用電気通信設備**と他の電気通信事業者の電気通信設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインター・ネット・プロトコル電話用設備に限る。）との間の分界点と端末設備等分界点との間のネットワーク品質に関して、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するよう努めなければならない。

(安定品質)
三十五条の十一

第三十五条の十三 事業用電気通信設備は、当該事業用電気通信設備を介して提供される音声伝送役務がアナログ電話用設備を介して提供される音声伝送役務と同等の安定性が確保されるよう必要な措置が講じられなければならない。

緊急通報を扱う事業用電気通信設備

第三十五条の十四 第三十五条の六の規定は、緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。

1

持するよう努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

(ネットワーク品質)

第三十五条の十二 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備(電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。以下この条において同じ。)と当該電気通信回線設備に接続する端末設備等との間の分界点(以下この条において「端末設備等分界点」という。)相互間及び当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備と他の電気通信事業者の電気通信設備(電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。)との間の分界点と端末設備等分界点との間のネットワーク品質に関して、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するよう努めなければならない。

(安定品質)

第三十五条の十三 事業用電気通信回線設備は、当該事業用電気通信回線設備を介して提供される音声伝送役務がアナログ電話用設備を介して提供される音声伝送役務と同等の安定性が確保されるよう必要な措置が講じられなければならない。

(緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備)

第三十五条の十四 第三十五条の六の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供

(災害時優先通信の優先的取扱い)

第三十五条の十四の二 第三十五条の一の二の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

(異なる電気通信番号の送信の防止)

第三十五条の十五 第三十五条の二の三の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

(特定端末設備)

第三十五条の十五の二 端末規則第四章第三節及び第三十五条の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。この場合において、端末規則第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは、「当該電気通信事業者」と、「第四章から前章」とあるのは、「事業用電気通信設備規則」(昭和六十年郵政省令第三十号)第三十五条の十五の二において読み替えて準用する第四章第三節」と読み替えるものとする。

第四款 携帯電話用設備及びP H S用設備

(適用の範囲)

第三十五条の十六 この款の規定(第三十五条の十九第三項及び第三十五条の二十三を除く。)は、携帯電話用設備及びP H S用設備(特定端末設備を除く。第三章第五節において同じ。)について適用する。

するインターネットプロトコル電話用設備における緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備について準用する。

(災害時優先通信の優先的取扱い)

第三十五条の十四の二 第三十五条の二の二の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。

(異なる電気通信番号の送信の防止)

第三十五条の十五 第三十五条の二の三の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。

第四款 携帯電話用設備及びP H S用設備

(適用の範囲)

第三十五条の十六 この款の規定(第三十五条の十九第二項を除く。)は、携帯電話用設備及びP H S用設備に対して適用する。

(基本機能)

第三十五条の十七 第三十五条の三の規定は、事業用電気通信設備の機能について準用する。

能によらなければならない。

第三十五条の十七 事業用電気通信回線設備の機能は、次に定めるところによらなければならない。
一 発信側の端末設備等からの発信を認識し、着信側の端末設備等に通知すること。

二 電気通信番号を認識すること。

三 着信側の端末設備等の応答を認識し、発信側の端末設備等に通知すること。

四 通信の終了を認識すること。

(通話品質)

第三十五条の十八 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する

事業用電気通信設備（電気通信回線設備に限る。次条第一項において同じ。）に接続する端末設備等（インターネットプロトコル携帯電話用設備（携帯電話用設備であつて、端末設備等をインターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するもののうち、電気通信番号規則第九条第一項第三号に規定する電気通信番号を使用するものをいう。以下同じ。）に接続するものを除く。）相互間の通話（アナログ電話端末との間の通話を含む。）における通話品質に関し、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するよう努めなければならない。

ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備

との間の通話は、この限りでない。

2 電気通信事業者は、その**事業用電気通信設備**の使用の開始前に、前項の基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(接続品質)

(基本機能)

第三十五条の十八 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する
事業用電気通信回線設備に接続する端末設備等（インターネットプロトコル携帯電話用設備（携帯電話用設備であつて、端末設備等をインターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するものの中、電気通信番号規則第九条第一項第三号に規定する電気通信番号を使用するものをいう。以下同じ。）に接続するものを除く。）相互間の通話（アナログ電話端末との間の通話を含む。）における通話品質に関し、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するよう努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

2 電気通信事業者は、その**事業用電気通信回線設備**の使用の開始前に、前項の基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(接続品質)

第三十五条の十九 第三十五条（第一号を除く。）の規定は、**事業用電気通信設備**の接続品質について準用する。この場合において、同条第二号、第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

2 第三十五条（第一号、第三号及び第四号を除く。）の規定は、**事業用電気通信設備**（端末設備に限る。）の接続品質について準用する。

この場合において、同条第一号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「**電気通信番号**」と読み替えるものとする。

3 第三十五条の規定は、**二線式アナログ電話用設備**と携帯電話用設備又はP H S用設備を接続した**事業用電気通信設備**の接続品質について準用する。この場合において、同条第一号中「**事業用電気通信設備**」とあるのは、**二線式アナログ電話用設備**と、同条第二号、第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「選択信号又は電気通信番号」と読み替えるものとする。

（総合品質）

第三十五条の十九の二 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する**事業用電気通信設備**（アナログ電話端末と接続できるものに限る。）に接続する端末設備等（インターネットプロトコル携帯電話用設備に接続するものに限る。）相互間における通話（アナログ電話端末との間の通話を含む。）の総合品質に関し、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するよう努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

第三十五条の十九 第三十五条（第一号を除く。）の規定は、**携帯電話用設備及びP H S用設備**の接続品質について準用する。この場合において、同条第二号、第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

2 第三十五条の規定は、**事業用電気通信回線設備**と端末設備等を接続する点において**二線式**の接続形式を有する**アナログ電話用設備**と携帯電話用設備又はP H S用設備を接続した**事業用電気通信回線設備**の接続品質について準用する。この場合において、同条第一号中「**事業用電気通信回線設備**」とあるのは、「**事業用電気通信回線設備**」とあるのは、「**事業用電気通信回線設備**と端末設備等を接続する点において**二線式**の接続形式を有する**アナログ電話用設備**」と、同条第二号、第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「選択信号又は電気通信番号」と読み替えるものとする。

（総合品質）

第三十五条の十九の二 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する**事業用電気通信回線設備**（アナログ電話端末と接続できるものに限る。）に接続する端末設備等（インターネットプロトコル携帯電話用設備に接続するものに限る。）相互間における通話（アナログ電話端末との間の通話を含む。）の総合品質に関し、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するよう努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

2 電気通信事業者は、その事業用電気通信設備の使用の開始前に、前項の基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(緊急通報を扱う事業用電気通信設備)

第三十五条の二十 緊急通報を扱う事業用電気通信設備は、その発信に係る端末設備等に接続する基地局の設置場所等に応じ、適当な警察機関等に接続しなければならない。

2 第三十五条の六第一号及び第三号の規定は、前項の事業用電気通信設備について準用する。

(災害時優先通信の優先的取扱い)

第三十五条の二十一 第三十五条の二の二の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

(異なる電気通信番号の送信の防止)

第三十五条の二十二 第三十五条の二の三の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

(特定端末設備)

第三十五条の二十三 端末規則第四章第二節及び第四節並びに第三十五条の規定は、携帯電話用設備及びP.H.S用設備(特定端末設備に限る。)について準用する。この場合において、同条中「電気通信事業者」とあるのは、「当該電気通信事業者」と、「第四章から前章」とあるのは、「事業用電気通信設備規則（昭和六十一年郵政省令第三十号）第三十五条の二十三において読み替えて準用する第四章第二節及び第四節」と読み替えるものとする。

2 電気通信事業者は、その事業用電気通信回線設備の使用の開始前に、前項の基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備)

第三十五条の二十 緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備については、その発信に係る端末設備等に接続する基地局の設置場所等に応じ、適当な警察機関等に接続しなければならない。

2 第三十五条の六第一号及び第三号の規定は、携帯電話用設備及びP.H.S用設備について準用する。

(災害時優先通信の優先的取扱い)

第三十五条の二十一 第三十五条の二の二の規定は、携帯電話用設備及びP.H.S用設備について準用する。

(異なる電気通信番号の送信の防止)

第三十五条の二十二 第三十五条の二の三の規定は、携帯電話用設備及びP.H.S用設備について準用する。

(適用の範囲)

第三十六条 この款の規定(第三十六条の四第三項及び第三十六条の九を除く。)は、音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備(特定端末設備並びに二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。第三十六条の四第二項及び第五十六条において同じ。)について適用する。

(基本機能)

第三十六条の二 第三十五条の三の規定は、事業用電気通信設備の機能について準用する。

(通話品質)

第三十六条の三 第三十五条の十八の規定は、事業用電気通信設備(電気通信回線設備に限る。次条第一項において同じ。)の通話品質について準用する。この場合において、第三十五条の十八第一項中「インターネットプロトコル携帯電話用設備(携帯電話用設備であつて、端末設備等をインターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するもののうち、電気通信番号規則第九条第一項第三号に規定する電気通信番号を使用するものをいう。以下同じ。)」とあるのは「電

(適用の範囲)

第三十六条 この款の規定(第三十六条の四第二項を除く。)は、音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信回線設備(事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。)に対して適用する。

(基本機能)

第三十六条の二 事業用電気通信回線設備の機能は、次の各号に適合しなければならない。

- 一 発信側の端末設備等からの発信を認識し、着信側の端末設備等に通知すること。
- 二 電気通信番号を認識すること。
- 三 着信側の端末設備等の応答を認識し、発信側の端末設備等に通知すること。
- 四 通信の終了を認識すること。

(通話品質)

第三十六条の三 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備に接続する端末設備等(電気通信番号規則第十一条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に接続するものを除く。次条において同じ。)相互間の通話(アナログ電話端末との間の通話を含む。)における通話品質に関し、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するよう努めなければならない。ただし、当該端末設備等

気通信番号規則第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備」と読み替えるものとする。

と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

(接続品質)

第三十六条の四 第三十五条（第一号を除く。）の規定は、事業用電気通信設備の接続品質について準用する。この場合において、同条第二号、第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

2 第三十五条（第一号、第三号及び第四号を除く。）の規定は、事業用電気通信設備（端末設備に限る。）の接続品質について準用する。この場合において、同条第一号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

3 第三十五条の規定は、二線式アナログ電話用設備とその他の音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備を接続した事業用電気通信設備の接続品質について準用する。この場合において、同条第一号中「事業用電気通信設備」とあるのは「二線式アナログ電話用設備」と、同条第二号、第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは「選択信号又は電気通信番号」と読み替えるものとする。

(総合品質)

(接続品質)

第三十六条の四 第三十五条（第一号を除く。）の規定は、事業用電気通信回線設備の接続品質について準用する。この場合において、同条第二号、第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

2 第三十五条の規定は、事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備とその他の音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信回線設備を接続した事業用電気通信回線設備の接続品質について準用する。この場合において、同条第一号中「事業用電気通信回線設備」とあるのは「事業用電気通信回線設備」を有するアナログ電話用設備」と、同条第一号、第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは「選択信号又は電気通信番号」と読み替えるものとする。

(総合品質)

第三十六条の五 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事

業用電気通信設備（アナログ電話端末と接続できるものに限る。）に接続する端末設備等（インターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するものに限る。）相互間における通話（アナログ電話端末との間の通話を含む。）の総合品質に関して、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するよう努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

2 電気通信事業者は、その**事業用電気通信設備**の使用の開始前に、前項の基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(緊急通報を扱う事業用電気通信設備)

第三十六条の六 緊急通報を扱う事業用電気通信設備は、その発信に係る端末設備等の場所を管轄する警察機関等に接続しなければならない。ただし、端末設備等との接続において電波を使用するものは、基地局の設置場所等に応じ、適当な警察機関等に接続することとする。

2 第三十五条の六第二号及び第三号の規定は、前項の**事業用電気通信設備**に準用する。

(災害時優先通信を取り扱う事業用電気通信設備)

第三十六条の七 第三十五条の二の二の規定は、災害時優先通信を取り扱う**事業用電気通信設備**について準用する。

(異なる電気通信番号の送信の防止)

第三十六条の八 第三十五条の二の三の規定は、電気通信番号規則第十一条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提

第三十六条の五 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事

業用電気通信回線設備（アナログ電話端末と接続できるものに限る。）に接続する端末設備等（インターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するものに限る。）相互間における通話（アナログ電話端末との間の通話を含む。）の総合品質に関して、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するよう努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

2 電気通信事業者は、その**事業用電気通信回線設備**の使用の開始前に、前項の基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備)

第三十六条の六 緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備については、その発信に係る端末設備等の場所を管轄する警察機関等に接続しなければならない。ただし、端末設備等との接続において電波を使用するものについては、基地局の設置場所等に応じ、適当な警察機関等に接続することとする。

2 第三十五条の六第二号及び第三号の規定は、前項の**事業用電気通信回線設備**に準用する。

(災害時優先通信を取り扱う事業用電気通信回線設備)

第三十六条の七 第三十五条の二の二の規定は、災害時優先通信を取り扱う**事業用電気通信回線設備**について準用する。

(異なる電気通信番号の送信の防止)

第三十六条の八 第三十五条の二の三の規定は、電気通信番号規則第十一条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提

供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。

(特定端末設備)

第三十六条の九 端末規則第五章及び第七章並びに第三十五条の規定は、事業用電気通信設備（二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除き、特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、端末規則第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは、「当該電気通信事業者」と、「第四章から前章」とあるのは、「事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三十六条の九において読み替えて準用する第五章及び第七章」と読み替えるものとする。

(削る)

第三章 電気通信事業の用に供する端末設備
(端末設備)

第三十七条 端末規則第四条から第三十五条までの規定は、法第四十一条第一項に規定する電気通信設備のうち端末設備について準用する。この場合において、第四条から第六条までの規定及び第八条中「事業用電気通信設備」とあるのは、「事業用電気通信回線設備」と、第八条中「利用者」とあり、並びに第十三条第一項及び第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは、「当該電気通信事業者」と読み替えるものとする。

第三章 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備

第四章 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備

供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策

(予備機器)

第三十七条

通信路の設定に直接係る交換設備の機器は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その故障等の発生時に速やかに当該予備の機器に切り替えられるようにしなければならない。ただし、次の各号に掲げる機器については、この限りでない。

- 一 専ら一の者の通信を取り扱う電気通信回線を当該交換設備に接続するための機器

- 二 当該交換設備の故障等の発生時に、他の交換設備によりその疎通が確保できる交換設備の機器

2 多重変換装置等の伝送設備において当該伝送設備に接続された電気通信回線に共通に使用される機器は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その故障等の発生時に速やかに当該予備の機器と切り替えられるようにしなければならない。

(削る)

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策

(予備機器)

第三十八条

(同上)

(故障検出)

第三十九条 事業用電気通信設備は、電源停止、共通制御機器の動作停止その他電気通信役務の提供に直接係る機能に重大な障害を及ぼす故障等の発生時に、これを直ちに検出し、かつ、当該事業用電気通信設備を維持し、又は運用する者に通知する機能を備えなければならぬ。

い。

(事業用電気通信設備の防護措置)

第三十九条の二 事業用電気通信設備は、利用者又は他の電気通信事業者の電気通信設備から受信したプログラムによつて当該事業用電気

通信設備が当該事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者の意図に反する動作を行うことその他の事由により電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすことがないよう当該プログラムの機能の制限その他必要な防護措置が講じられなければならない。

(試験機器及び応急復旧機材の配備)

第四十条 事業用電気通信設備の工事、維持又は運用を行う事業場には、当該事業用電気通信設備の点検及び検査に必要な試験機器の配備又はこれに準ずる措置がなされていなければならない。

2) 事業用電気通信設備の工事、維持又は運用を行う事業場には、当該事業用電気通信設備の故障等が発生した場合における応急復旧措置を行うために必要な機材の配備又はこれに準ずる措置がなされなければならない。

(異常ふくそう対策)

第四十一条 交換設備は、異常ふくそうが発生した場合に、これを検出し、かつ、通信の集中を規制する機能又はこれと同等の機能を有するものでなければならない。ただし、通信が同時に集中することができようこれを制御することができる交換設備については、この限りでない。

(耐震対策)

第四十二条 事業用電気通信設備の据付けに当つては、通常想定される規模の地震による転倒又は移動を防止するため、床への緊結その他の耐震措置が講じられなければならない。

2) 事業用電気通信設備は、通常想定される規模の地震による構成部品の接触不良及び脱落を防止するため、構成部品の固定その他の耐震措置が講じられたものでなければならない。

(削る)

(削る)

(削る)

3) その故障等により電気通信役務の提供に直接係る機能に重大な支障を及ぼすおそれのある事業用電気通信設備に関する前二項の耐震措置は、大規模な地震を考慮したものでなければならない。

(削る)
(電源設備)

第四十三条 事業用電気通信設備の電源設備は、平均繁忙時に事業用電気通信設備の消費電流を安定的に供給できる容量があり、かつ、供給電圧又は供給電流を常に事業用電気通信設備の動作電圧又は動作電流の変動許容範囲内に維持できるものでなければならない。

2) 事業用電気通信設備の電力供給に直接係る電源設備の機器(蓄電池を除く。)は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その故障等の発生時に速やかに当該予備の機器と切り替えられるようにしなければならない。

(停電対策)

第四十四条 (同上)

第三十八条 事業用電気通信設備は、通常受けている電力の供給が停止した場合においてその取り扱う通信が停止することのないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置(交換設備については、自家用発電機及び蓄電池の設置その他これに準ずる措置)が講じられていなければならない。

2) 前項の規定に基づく自家用発電機の設置又は移動式の電源設備の配備を行う場合には、それらに使用される燃料について、十分な量の備蓄又は補給手段の確保に努めなければならない。

3) 防災上必要な通信を確保するため、都道府県庁等に設置されている端末設備と接続されている端末系伝送路設備と接続されている交換設備及びその附属設備に関する前二項の措置は、通常受けている電力

の供給が長時間にわたり停止することを考慮したものでなければならぬ。

(誘導対策)

(削る)

第四十四条の二 線路設備は、強電流電線からの電磁誘導作用により事業用電気通信設備の機能に重大な支障を及ぼすおそれのある異常電圧又は異常電流が発生しないように設置しなければならない。

(防火対策等)

第四十五条 事業用電気通信設備を収容し、又は設置する通信機械室は、自動火災報知設備及び消火設備が適切に設置されたものでなければならない。

2 事業用電気通信設備を収容し、又は設置し、かつ、当該事業用電気通信設備を工事、維持又は運用する者が立ち入るコンテナ等及び通道は、自動火災報知設備及び消火設備の設置その他これに準ずる措置が講じられたものでなければならない。

3 事業用電気通信設備を収容し、又は設置する通信機械室、コンテナ等及び通道において、他の電気通信事業者に電気通信設備を設置する場所を提供する場合は、当該電気通信設備が発火等により他の電気通信設備に損傷を与えないよう措置されたものであることを当該他の電気通信事業者からその旨を記載した書面の提出を受ける方法その他の方法により確認しなければならない。

(屋外設備)

第四十六条 屋外に設置する電線(その中継器を含む)、空中線及びこれらの附属設備並びにこれらを支持し又は保藏するための工作物(次条の建築物を除く。次項において「屋外設備」という。)は、通常想定される気象の変化、振動、衝撃、圧力その他その設置場所における

(削る)

(削る)

外部環境の影響を容易に受けないものでなければならぬ。

2) 屋外設備は、公衆が容易にそれに触れることができないように設置されなければならない。

(事業用電気通信設備を設置する建築物等)

第四十七条 事業用電気通信設備を収容し、又は設置する建築物及びコントローラ等は、次の各号に適合するものでなければならない。ただし、第一号にあつては、やむを得ず同号に規定する被害を受けやすい環境に設置されたものであつて、防水壁又は防火壁の設置その他の必要な防護措置が講じられているものは、この限りでない。

一 風水害その他の自然災害及び火災の被害を容易に受けない環境に設置されたものであること。

二 当該事業用電気通信設備を安全に設置することができる堅固で耐久性に富むものであること。

三 当該事業用電気通信設備が安定に動作する温度および湿度を維持することができること。

四 当該事業用電気通信設備を収容し、又は設置する通信機械室に、公衆が容易に立ち入り、又は公衆が容易に事業用電気通信設備に触れることができないよう施錠その他必要な措置が講じられていること。

(大規模災害対策)

第四十七条の二 電気通信事業者は、大規模な災害により電気通信役務の提供に重大な支障が生じることを防止するため、事業用電気通信設備に關し、あらかじめ次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御又は端末設

(削る)

(準用)

備等の認証等を行うための電気通信設備であつて、その故障等により、広域にわたり電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすおそれのあるものは、複数の地域に分散して設置すること。この場合において、一の電気通信設備の故障等の発生時に、他の電気通信設備によりなるべくその機能を代替することができるようにしてること。

二 地方公共団体が定める防災に関する計画及び地方公共団体が公表する自然災害の想定に関する情報を考慮し、電気通信設備の設置場所を決定若しくは変更し、又は適切な防災措置を講じること。

第三十九条 第五条から第八条まで、第九条、第十条、第十二条から第十五条まで及び第十五条の三(第三号及び第五号に係る部分に限る。)の規定は、事業用電気通信設備について準用する。この場合において、第七条第二項中「応急復旧工事、臨時の電気通信回線の設置、電力の供給その他の応急復旧措置」とあるのは「応急復旧措置」と、第十条第二項中「自家用発電機及び蓄電池」とあるのは「蓄電池」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第四十条 第三十七条及び第三十八条の規定並びに前条において準用する第五条、第八条、第九条、第十条第二項及び第十三条から第十五条までの規定は、利用者の建築物又はこれに類するところに設置する事業用電気通信設備について適用しない。

2 第三十七条及び前条において準用する第十条第二項の規定は、総務大臣が別に告示する小規模な事業用電気通信設備について適用しない。

第四十八条 第三十八条、第三十九条、第四十一条、第四十二条、第四十三条第二項、第四十四条及び第四十五条から第四十七条までの規定は、利用者の建築物又はこれに類するところに設置する事業用電気通信設備について適用しない。

2 第三十八条及び第四十三条第二項の規定は、総務大臣が別に告示する小規模な事業用電気通信設備について適用しない。

第二節 秘密の保持

(秘密の保持)

第四十一条 第十七条第一項及び第十八条の規定は、**事業用電気通信設備**について準用する。

第四十九条 第十七条第一項及び第十八条の規定は、**基礎的電気通信役務**を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備(法第四十一条第二項に規定する電気通信設備に限る。以下「基礎的電気通信設備」という。)について準用する。この場合において、**第十七条第一項及び第十八条中「事業用電気回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。**

第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止

第四十二条 第十九条、第二十条、第二十一条及び第二十二条の規定は、**事業用電気通信設備**について準用する。

第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止
(他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止)

第五十条 第十九条、第二十条、第二十一条及び第二十二条の規定は、**基礎的電気通信設備**について準用する。この場合において、**第十九条、第二十条及び第二十一条中「事業用電気回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。**

第四節 他の電気通信設備との責任の分界

第四節 他の電気通信設備との責任の分界
(他の電気通信設備との責任の分界)

第四十三条 第二十三条及び第二十四条の規定は、**事業用電気通信設備**について準用する。

第五十一条 第二十三条及び第二十四条の規定は、**基礎的電気通信設備**について準用する。この場合において、**第二十三条及び第二十四条中「事業用電気回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。**

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備

(接続品質)

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備

(接続品質)

第四十四条 二線式アナログ電話用設備の接続品質は、基礎トランシーバーについて、次の各号のいずれにも適合しなければならない。

- 一 二線式アナログ電話用設備が発呼信号を受信した後、選択信号を受信可能となるまでの時間が三秒以上となる確率が〇・〇一以下であること。

二 二線式アナログ電話用設備が選択信号を受信した後、着信側の端末設備等に着信するまでの間に当該二線式アナログ電話用設備により呼が損失より呼が損失となる確率が〇・一五以下であること。

三 二線式アナログ電話用設備が選択信号の送出終了を検出した後、発信側の端末設備等に対して着信側の端末設備等を呼び出し中であること又は着信側の端末設備等が着信可能な状態でないことの通知までの時間が三〇秒以下であること。ただし、二以上の電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備を介する通信を行う場合及び本邦外の場所との間の通信を行う場合は、この限りでない。

2 前項（第一号を除く。）の規定は、電気通信番号規則第九条第一項

第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備の接続品質について準用する。この場合において、前項中「二線式アナログ電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備」と、「選択信号」とあるのは「電気通信番号」と読み替えるものとする。

（削る）

第五十二条 アナログ電話用設備の接続品質は、基礎トランシーバーについて、次の各号に適合しなければならない。

- 一 アナログ電話用設備が発呼信号を受信した後、選択信号を受信可能となるまでの時間が三秒以上となる確率が〇・〇一以下であること。

二 アナログ電話用設備が選択信号を受信した後、着信側の端末設備等に着信するまでの間に当該アナログ電話用設備により呼が損失となる確率が〇・一五以下であること。

三 アナログ電話用設備が選択信号送出終了を検出した後、発信側の端末設備等に対して着信側の端末設備等を呼び出し中であること又は着信側の端末設備等が着信可能な状態でないことの通知までの時間が三〇秒以下であること。ただし、二以上の電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備を介する通信を行う場合及び本邦外の場所との間の通信を行う場合は、この限りでない。

2 前項（第一号を除く。）の規定は、電気通信番号規則第九条第一項

第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備の接続品質について準用する。この場合において、「アナログ電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備」と、「選択信号」とあるのは「電気通信番号」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する

点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備と電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備を接続した事業用電気通信設備の接続品質について準用する。この場合にお

いて、同項（第一号を除く。）中「アナログ電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備」と、同項第一号中「アナログ電話用設備」とあるのは「事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備」と、同項第二号及び第三号中「選択信号」とあるのは「選択信号又は電気通信番号」と読み替えるものとする。

（準用）

第四十五条 第二十七条から第三十三条まで及び第三十五条の二の三の規定は、二線式アナログ電話用設備について準用する。

2 第三十五条の二の規定は、緊急通報を扱う二線式アナログ電話用設備について準用する。

第五十三条 第二十七条から第三十三条までの規定は、基礎的電気通信設備（事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備に限る。）について準用する。この場合において、第二十七条から第三十三条までの規定中「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

2 第三十五条の二の規定は、緊急通報を扱う基礎的電気通信設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備を除く。）について準用する。この場合において、「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

3 第三十五条の二の二の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う事業用電気通信設備について準用する。

3 第三十五条の二の二の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う基礎的電気通信設備について準用する。この場合において、「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

4 第三十六条の二の規定は、基礎的電気通信設備（事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備及び電気通信番号規則第九条第一項第一号に

（削る）

規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備を除く。)について準用する。この場合において、「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

4| 第三十五条の二の三、第三十五条の九及び第三十五条の十一から第三十五条の十三までの規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。

5| 第三十五条の二の三、第三十五条の九及び第三十五条の十一から第三十五条の十三までの規定は、基礎的電気通信設備(電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。次項において同じ。)について準用する。この場合において、「事業用電気通信回線設備」とあるのは「事業用電気通信設備」と、第三十五条の十二の規定中「当該電気通信回線設備」とあるのは「当該電気通信設備」と読み替えるものとする。

5| 第三十五条の六の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備における緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。

6| 第三十五条の六の規定は、緊急通報を扱う基礎的電気通信設備について準用する。この場合において、「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

第四章

基礎的電気通信役務以外の電気通信役務のうち、内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策 (アナログ電話用設備等)

第四十六条 第五条から第十五条まで(第十一條を除く。)、第十五条の

三（第三号及び第五号に係る部分に限る。）、第三十七条及び第三十八条の規定は、アナログ電話用設備等について準用する。この場合において、第七条第二項中「応急復旧工事、臨時の電気通信回線の設置、電力の供給その他の応急復旧措置」とあるのは「応急復旧措置」と、第十条第二項中「自家用発電機及び蓄電池」とあるのは「蓄電池」と読み替えるものとする。

（その他の電気通信設備）

第四十七条 第五条、第六条、第八条、第十条第一項、第十二条、第十四条、第十五条の三（第三号に係る部分に限る。）、第十六条の三及び第十六条の四の規定は、アナログ電話用設備等以外の事業用電気通信設備について準用する。

（適用除外）

第四十八条 第四十六条において準用する第五条、第八条から第九条まで、第十条第二項、第十三条から第十五条まで、第三十七条及び第三十八条の規定は、利用者の建築物又はこれに類するところに設置する事業用電気通信設備について適用しない。

2 第四十六条において準用する第十条第二項及び第三十七条の規定は、総務大臣が別に告示する小規模な事業用電気通信設備について適用しない。

3 第四十六条において準用する第三十八条の規定は、総務大臣が別に告示する携帯電話用設備及びPHS用設備について適用しない。

4 前条において準用する第五条、第八条、第十四条及び第十六条の四の規定は、利用者の建築物又はこれに類するところに設置する事業用電気通信設備について適用しない。

第二節 秘密の保持

第四十九条 第十七条第一項及び第十八条の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止

第五十条 第十九条、第二十条、第二十一条及び第二十二条の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

第四節 他の電気通信設備との責任の分界

第五十一条 第二十三条及び第二十四条の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備 (アナログ電話用設備)

第五十二条 第二十七条から第三十三条まで、第三十五条(第三号及び第四号を除く)及び第三十五条の一の三の規定は、二線式アナログ電話用設備について準用する。

2 第三十五条の二の規定は、緊急通報を扱う二線式アナログ電話用設備について準用する。

3 第三十五条の二の二の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う二線式アナログ電話用設備について準用する。

(総合デジタル通信用設備)

第五十三条 第三十五条(第二号及び第五号に限る)、第三十五条の二の三及び第三十五条の三の規定は、総合デジタル通信用設備について準用する。この場合において、第三十五条第二号及び第五号中「選択信

号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

2 第三十五条の六の規定は、緊急通報を扱う総合デジタル通信用設備について準用する。

3 第三十五条の二の二の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う総合デジタル通信用設備について準用する。

(アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備)

第五十四条 第三十五条(第二号及び第五号に限る。)、第三十五条の二の三、第三十五条の九及び第三十五条の十一から第三十五条の十三までの規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。この場合において、第三十五条第二号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

2 第三十五条の六の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備における緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。

3 第三十五条の二の二の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備における災害時優先通信の優先的取扱いを行う事業用電気通信設備について準用する。

(携帯電話用設備及びPHS用設備)

第五十五条 第三十五条(第二号及び第五号に限る。)、第三十五条の二の三、第三十五条の三、第三十五条の十九の二の規定は、携帯電話用設備

及びP H S用設備について準用する。この場合において、第三十五条第二号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

2| 第三十五条の六（第二号及び第三号に限る。）及び第三十五条の二

|十第一項の規定は、緊急通報を扱う携帯電話用設備及びP H S用設備について準用する。

3| 第三十五条の二の二の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う携帯電話用設備及びP H S用設備について準用する。

（その他の音声伝送用設備）

第五十六条 第三十五条（第二号及び第五号に限る。）、第三十五条の二の三、第三十五条の三、第三十五条の十九の二の規定は、音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備について準用する。この場合において、第三十五条第二号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と、第三十五条の十九の二中「インターネットプロトコル携帯電話用設備」とあるのは、「インターネットプロトコルを使用してパケット交換網」と読み替えるものとする。

2| 第三十五条の六（第二号及び第三号に限る。）及び第三十六条の六

|第一項の規定は、緊急通報を扱う音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備について準用する。

3| 第三十五条の二の二の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備について準用する。

第五十七条 事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者は、特別の理由によりこの規則に定めるところによることが困難である場合は、総務大臣の承認を受けて、この規則に定めるところによらないで電気通信設備をその事業の用に供することができる。

(電磁的方法による提出)

第五十八条 この規則の規定により総務大臣に提出する書類は、これらの書類の記載事項を記録した総務大臣が別に告示する電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人間の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。)による記録に係る記録媒体により提出することができる。

2 前項により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出する場合には、申請者の氏名及び住所並びに申請の年月日を記載した書類を添付しなければならない。

第五十四条 (同上)

(電磁的方法による提出)

第五十五条 (同上)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(電気通信役務契約等状況報告等)	
第二条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それ ぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎四半期経過後一月以 内（様式第一第二表、様式第一、様式第四及び様式第五第二表による ものについては、毎報告年度経過後二月以内）に、同表の報告対象役 務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該四半期末（様式第一第二 表、様式第二、様式第四及び様式第五第二表によるものについては、 当該報告年度末）の契約等の状況について、書面又は別に定める磁気 ディスクその他これに準ずるもの（以下「書面等」という。）により 総務大臣に提出しなければならない。	第二条 (同上)
(略)	
報告対象役 務	報告対象事業者
（略）	様式番号
仮想移動電 気通信サー 비스	仮想移動電気通信サービスを提供する電 気通信事業者（携帯電話、PHS又はB WAアクセスサービスに係る基地局を設 置していない電気通信事業者であつて、 毎四半期末における仮想移動電気通信サ ービス（当該基地局を設置している電気 通信事業者の電気通信回線設備と接続
	の二 様式第十五

し、又は当該電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。)の契約数が三万未満であるものを除く。)

2| 電気通信事業法施行規則様式第四の表の一から二十九までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものを提供する電気通信事業者は、様式第十五の三により、毎報告年度経過後一月以内に、当該電気通信役務に関する当該報告年度末の契約の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、前項の表報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者が行う同表報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務については、この限りでない。

- 一 報告年度末の利用者の数が八十万以上であるもの
- 二 電気通信役務の対価としての料金の支払を受けるもの

3| 4|
(略)

(設備容量の報告)

第七条の六 事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者(半期(四月から九月まで及び十月から三月までの各期間をいう。以下この条において同じ。)ごとの初日及び末日において三万以上の利用者に電気通信役務を提供する者に限る。)は、当該電気通信事業者が、法第四十四条第一項又は第三項の規定に基づき届け出た管理規程に記載された電気通信事業法施行規則第二十九条第一項第三号ニに掲げる事項に基づく事業用電気通信設備の設備容量の確保の状況について、様式第二十七の四により、当該半期経過後三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

3| 2|

(略) (略)

様式第 15 の 3 (第 2 条第 2 項関係)

電気通信役務契約状況報告

契約数

年 月 日現在

サービスの種類

事業者名

契 約 数

参考事項

注1 契約数には、継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサ

ービス（プリペイドカードにより課金を行うサービスを含む。）の契約者は含
めないものとする。

注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載するこ
と。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4番とすること。

様式第 16 (第 2 条第 3 項関係)

第1表

電気通信役務通信量等状況報告

距離段階別収入、通信回数、通信量

年 4 月 1 日から

年 3 月 31 日まで

サービスの種類（細区分）

（総合デジタル通信サービスのインターフェースの種別及び通信モードの種

様式第 16 (第 2 条第 2 項関係)

第1表

電気通信役務通信量等状況報告

距離段階別収入、通信回数、通信量

年 4 月 1 日から

年 3 月 31 日まで

サービスの種類（細区分）

（総合デジタル通信サービスのインターフェースの種別及び通信モードの種

第2表～第5表 (略)
様式第17(第2条第3項関係)
第1表

第2表～第5表
（略）

電気通信役務通信量等状況報告				
品目別距離段階別回線数				
年 3 月 31 日現在				
サービスの種類（細区分）				
伝送方式の種類				
事業者名				
品目				合計
距離段階				
合計				

注1～8 (略)
第2表・第3表 (略)

注1～8 (略)

電気通信役務通信量等状況報告

品目別距離段階別回線数 年 3月31日現在

電気通信役務通信量等状況報告

取扱対地別通信回数、通信量

年 4 月 1 日から

年 3 月 31 日まで

サービスの種類(細区分)

(自動通話・非自動通話の別)

事業者名

取扱対地 業者	相手方電 話	通信回数(回)			通信量(分)			通信回数(回)			通信量(分)		
		発信 (1)	着信 (2)	合計 (1)+ (2)-	発信 (3)	着信 (4)	合計 (3)+ (4)-	発信 (1)	着信 (2)	合計 (1)+ (2)-	発信 (3)	着信 (4)	合計 (3)+ (4)-
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注 1 ~ 1 0 (略)

様式第 19 (第 2 条第 4 項)関係)

電気通信役務通信量等状況報告

取扱対地別通信回数、通信量

年 月 分

電気通信役務通信量等状況報告

取扱対地別通信回数、通信量

年 4 月 1 日から

年 3 月 31 日まで

サービスの種類(細区分)

(自動通話・非自動通話の別)

事業者名

取扱対地 業者	相手方電 話	通信回数(回)			通信量(分)			通信回数(回)			通信量(分)		
		発信 (1)	着信 (2)	合計 (1)+ (2)-	発信 (3)	着信 (4)	合計 (3)+ (4)-	発信 (1)	着信 (2)	合計 (1)+ (2)-	発信 (3)	着信 (4)	合計 (3)+ (4)-
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注 1 ~ 1 0 (略)

様式第 19 (第 2 条第 3 項)関係)

電気通信役務通信量等状況報告

取扱対地別通信回数、通信量

年 月 分

サービスの種類 国際電話等

(自動通話・非自動通話の別) _____

（自動通話・非自動通話の別）

注1～8（略）

様式第20(第2条第4項關係)

電気通信役務通信量等状況報告

年3月31日現在

事業者名

合
計

合計

様式第20(第2条第3項関係)

電気通信役務通信量等状況報告

取扱対地別品目別回線数

卷之三

合計

その他					
合計					

注1～6 (略)

様式第27の4（第7条の6関係）

事業用電気通信設備の設備容量の報告

年 月 日から
年 月 日まで

事業用電気通信設備の種類

事業者名

年度末における

利用者数

事業用電気通信設備の設備容量の確保の状況

(年 月 日時点)

注1 法第44条第1項又は第3項の規定に基づき届け出た管理規程に記載され

た電気通信事業法施行規則第29条第1項第3号ニに掲げる事項を添付す

ること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。

その他					
合計					

注1～6 (略)

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（収益の額の算定方法）</p> <p>第二十四条 施行令<u>第三条第一項</u>の総務省令で定める方法は、次に掲げる電気通信役務（他の電気通信事業者の契約約款又は料金に基づいて電気通信役務の提供を受けて、利用者に提供する電気通信役務を除く。）の提供に係る収益の額（電気通信設備の接続に関する協定又は卸電気通信役務の提供に関する契約（以下「接続協定等」という。）により取得する金額又は料金を含む。）を合計する方法とする。</p> <p>一〇三 （略）</p>	<p>（収益の額の算定方法）</p> <p>第二十四条 施行令<u>第二条第一項</u>の総務省令で定める方法は、次に掲げる電気通信役務（他の電気通信事業者の契約約款又は料金に基づいて電気通信役務の提供を受けて、利用者に提供する電気通信役務を除く。）の提供に係る収益の額（電気通信設備の接続に関する協定又は卸電気通信役務の提供に関する契約（以下「接続協定等」という。）により取得する金額又は料金を含む。）を合計する方法とする。</p> <p>一〇三 （略）</p>
<p>（収益の額の支援機関への提出）</p> <p>第二十五条 前条の規定により算定した収益の額が施行令<u>第三条第一項</u>に規定する基準（以下この条において単に「基準」という。）を超える算定対象電気通信事業者（別表第十一に掲げる指定された電気通信番号を最終利用者に付与している電気通信事業者に限る。）は、次に掲げる事項を記載した書類を、年度経過後五月以内に支援機関に提出するものとする。</p> <p>一〇四 （略）</p>	<p>（収益の額の支援機関への提出）</p> <p>第二十五条 前条の規定により算定した収益の額が施行令<u>第二条第一項</u>に規定する基準（以下この条において単に「基準」という。）を超える算定対象電気通信事業者（別表第十一に掲げる指定された電気通信番号を最終利用者に付与している電気通信事業者に限る。）は、次に掲げる事項を記載した書類を、年度経過後五月以内に支援機関に提出するものとする。</p> <p>一〇四 （略）</p>

2
•
3

(略)

2
•
3

(略)

○電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備に関する省令（平成十六年総務省令第四十四号） 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
附 則		附 則
	<p>（電気通信主任技術者規則の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第四条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の電気通信主任技術者規則（以下この条において「旧主任技術者規則」という。）の規定により第一種伝送交換主任技術者資格者証又は第一種伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者は、この省令による改正後の電気通信主任技術者規則（以下この条において「新主任技術者規則」という。）の規定により伝送交換主任技術者資格者証（以下この条において「新資格者証」という。）の交付を受けている者とみなす。ただし、第二種伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者（以下この条において「旧二種資格者」という。）が施行日後に試験科目の試験の免除を受ける場合にあっては、新主任技術者規則第十条、第十一条第一項及び第十二条第一項の規定にかかわらず、第四項及び第六項から第十項までの規定を適用する。</p>	<p>（電気通信主任技術者規則の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第四条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の電気通信主任技術者規則（以下この条において「旧主任技術者規則」という。）の規定により第一種伝送交換主任技術者資格者証又は第二種伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者は、この省令による改正後の電気通信主任技術者規則（以下この条において「新主任技術者規則」という。）の規定により伝送交換主任技術者資格者証（以下この条において「新資格者証」という。）の交付を受けている者とみなす。ただし、第二種伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者（以下この条において「旧二種資格者」という。）が施行日後に試験科目の試験の免除を受ける場合にあっては、新主任技術者規則第十条、第十一条第一項及び第十二条第一項の規定にかかわらず、第四項及び第六項から第十項までの規定を適用する。</p>
2	<p>前項の規定により新資格者証の交付を受けている者とみなされた旧二種資格者が監督することのできる電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の範囲（以下この条において「監督範囲」という。）は、</p>	<p>前項の規定により新資格者証の交付を受けている者とみなされた旧二種資格者が監督することのできる電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の範囲（以下この条において「監督範囲」という。）は、</p>

新主任技術者規則第六条の規定にかかわらず、電気通信事業の用に供する伝送交換設備並びにこれらに附属する設備（次に掲げる電気通信設備を除く。）の工事、維持及び運用とする。

一 事業用電気通信設備規則第三条第二項第三号に規定するアナログ電話用設備

二 事業用電気通信設備規則第三条第二項第五号に規定する総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）

三 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインター

ネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するものに限る。）

四 事業用電気通信設備規則第三条第二項第七号に規定する携帯電話用設備

3
3
16
(略)

新主任技術者規則第六条の規定にかかわらず、電気通信事業の用に供する伝送交換設備並びにこれらに附属する設備（次に掲げる電気通信設備を除く。）の工事、維持及び運用とする。

一 この省令による改正後の事業用電気通信設備規則（以下「新設備規則」という。）第三条第二項第四号に規定するアナログ電話用設備

二 新設備規則第三条第二項第五号に規定する総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）

三 新設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロト

コル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するものに限る。）

四 新設備規則第三条第二項第七号に規定する携帯電話用設備

3
3
16
(略)

○地方自治法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年総務省令第三号）

新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（電気通信主任技術者規則の一部改正）</p> <p>第四条 電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三条の二第一項中「その区」の下に「又は総合区」を加え、<u>同条第 七項</u>中「指定都市の区」の下に「若しくは総合区」を加え、「その区」の下に「又は総合区」を加える。</p>	<p>（電気通信主任技術者規則の一部改正）</p> <p>第四条 電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三条の二第一項中「その区」の下に「又は総合区」を加え、<u>同条第 四項</u>中「指定都市の区」の下に「若しくは総合区」を加え、「その区」の下に「又は総合区」を加える。</p>